



法人税freee申告ハンドブック

【繰越欠損金あり】設立2年目以降 赤字法人黒字法人共通

2025.5.9

はじめにお伝えしたい4つのこと

1. このハンドブックは必ず入力する項目だけを作業順に記載しています。
手順に沿って入力することで、どなたでも最短で申告書を完成させることができます。
2. 申告書の書き方は幾つかの方法がありますが、ハンドブックではfreee申告に最も適した方法を案内しています。そのため「過去に紙やExcelで申告をしていて自信がある」という方も、まずはハンドブック通りに進めてみる事を強くお勧めします。
3. より詳しい内容を知りたい方や、ハンドブックには載っていない個別帳票の入力方法を確認したい方向けには、[freee申告法人税申告ガイド](#)をご用意しています。
各ページ右下にある  ボタンからも、該当するガイドの内容を確認いただけます。
(←  部分をクリックすると、リンク先へ移動します)
4. 消費税課税事業者の方は、別途、消費税の申告・納付も必要です。
[ヘルプページ](#)を参照しながら、freee申告で消費税申告書を作成してください。

※このハンドブックは、前期から繰り越した損失(繰越欠損金)が存在するユーザーさまを対象にしています。
当期が赤字決算で繰越欠損金も発生していない場合は「③設立2年目以降 赤字法人向け(繰越欠損なし)」を、当期が黒字決算で繰越欠損金も発生していない場合は「④設立2年目以降 黒字法人向け(繰越欠損なし)」を、それぞれご利用ください

(見分け方:前期の申告書に別表七(一)がない or 別表七(一)の「合計」欄に金額がない⇒繰越欠損なし)

目次

freee申告の前にやること	04
1. 基本情報を入力する	07
2. 国税の申告書類を入力する	11
3. 地方税の申告書類を入力する	25
4. 税額調整を行う	34
5. 国税の添付資料を作成する	38
6. 申告書の最終チェックを行う	42
7. 決算書を作成する	44
8. 申告書を提出・納税する	51
9. 申告・納税後の処理を行う	60

freee申告を始める前にやること

正しい申告書を作成する前提として、freee会計に正しい情報が入っている必要があります。freee申告への入力を始める前に、「[決算サポートアプリ](#)」を用いて、freee会計での入力が完了している事を確認しましょう。

<決算サポートアプリで確認する内容>

- 1年分すべての取引を登録しているか
- 預金の登録残高と通帳残高が一致しているか
- 異常なマイナス残高の科目がないか
- 会計期間が正しいか

※決算サポートアプリは無料でご利用いただけます。

【freee申告を前年度から利用している方向け】

当年度の入力を始める前に

1. freee申告とfreee会計の決算期が異なる場合、ログイン時に以下のモーダルが表示されます。
年度を更新する場合は、青色の「変更する」をクリックしてください。

申告書の年度を変更しますか？

2021年4月1日 ～ 2022年3月31日の申告書を作成したい場合は「2022年3月決算分に変更する」ボタンを押し、次年度繰越をしてください。

☐ 次回以降このダイアログを表示しない

2022年3月決算分に変更する

2021年3月決算分のまま進める

新しい年度にしたい場合は
こちらをクリック

モーダルを閉じた後に、次年度繰越を行いたい場合はメニューの「申告一覧」をクリック

申告一覧

基本情報

事業所情報

2. その後「繰り越して作成」をクリックすると、前年度情報をコピーし新しい年度の申告書を作成します。

申告一覧

2年目以降に確定申告データを作成する場合は「繰り越して作成」ボタンから行ってください。
繰り越し元の情報がコピーされるので効率的に申告書を作成できます。

「繰り越して作成」をクリック

事業年度	申告区分	ステータス	備考	作成日	
2024-02-01 ～ 2025-01-31	確定申告	作成中		2024-11-15 11:32:08	選択中 選択 + 繰り越して作成 ...

【freee申告を前年度から利用している方向け】

当年度の入力を始める前に

3. 「繰り越して作成」から申告書を作成すると、入力情報の一部が前期の申告書から自動で転記されます。
これにより本ハンドブックの以下の作業は原則不要になります（前年から変動があった場合は除く）

【作業が不要になる項目】

- Section1.基本情報
 - 全般

- Section2.国税の申告書類
 - 別表二：全般
 - 別表五（一）：前期情報の転記
 - 別表五（二）：Step2 前期末の税額の入力
 - 別表七（一）：前期の欠損金額の転記

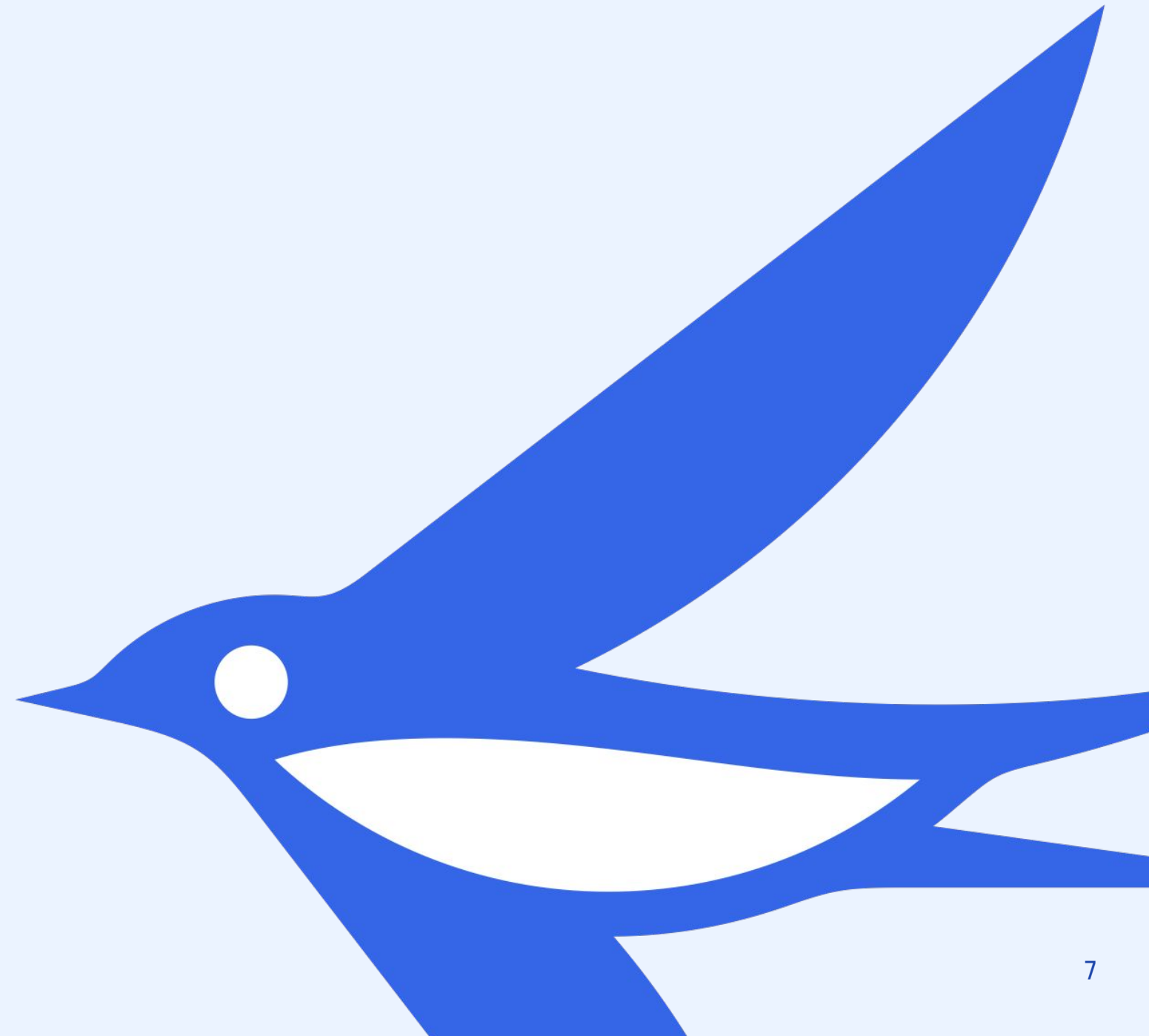
- Section3.地方税の申告書類
 - 六号様式別表九：前期の欠損金額の転記

Section1.

基本情報を入力する

このセクションのポイント

- 申告においては、住所や設立年月日等も税金の金額に影響を及ぼす情報になるので、とにかく正確な情報を入力する事を心掛けましょう
- 前年度からfreee申告をご利用されている場合は、基本的に前年度に入力した情報が繰り越されます。変更がある箇所のみ修正入力してください



画面図にある吹き出しの見方について

このハンドブックでは用途によって吹き出しの色を使い分けしています。

それぞれの色の意味は以下の通りです。



ただの説明であり、ユーザーさまに作業を求めている箇所



ユーザーさまに入力やクリックなどの作業を求める箇所



自動連携が前提で、反映された内容のチェックを求める箇所



ユーザーさまによって該当するかもしれない箇所
→該当する場合のみ記載されている内容を確認

a.基本情報・申告情報を入力する

基本情報・申告情報の中の「必須」項目は全て入力する必要があります。「必須」でない項目についても該当がある場合は記載をしてください。

法人税 - 確定申告 2024-04-01 ~ 2025-03-31

申告一覧

基本情報

事業所情報

申告書

税額調整

決算書

電子申告送信

電子申告結果一覧

画面左メニューの「基本情報」をクリック

基本情報

基本情報のタブに青の下線が表示

法人情報

法人名 必須 ツバメ株式会社

中略

電子申告情報

電子申告を行う場合は、入力が必要

電子申告を行う場合は入力してください。電子申告情報を「freee電子申告」から入力してください。

freee電子申告開始ナビのご案内

利用者識別番号(e-Tax)

中略

還付を受けようとする金融機関等の情報

金融機関選択 銀行等 郵便局等

中略

保存

入力を終えたら、必ず保存をクリック → 「申告情報」タブに自動的に移動

基本情報

申告情報

税理士情報

申告情報のタブに青の下線が表示

税務情報

期末資本金 必須 0 円 半角数字12桁以内

今年度に置いて資本金の増減がなければ、前年もしくは設立時の資本金と同じです。

計算期間の月数/日数 必須 12 ヶ月 0 日

事業年度の月数を表示しています。

法人区分 必須 普通法人

中略

入力を終えたら、必ず保存をクリック → 次の「税理士情報」タブには何も入力せずに保存をクリック

保存

税理士情報

詳細はガイドへ

b.事業所情報を入力する

本社の情報がないと一部の税額計算ができません。【詳細】をクリックし、必須項目を必ず入力してください。

申告一覧

基本情報

事業所情報

申告書

税額調整

決算書

電子申告送信

電子申告結果一覧

≡

事業所情報

申告を行う事業所を登録してください。事業所が複数ある場合は本店を1箇所指定する必要があります。

+ 事業所の追加

事業所が2ヶ所以上ある場合は、ここから事業所を追加登録

事業所名	廃止	都道府県	市区町村	従業員数	事業税基準	事業所数 ?	住民税基準	均等割基準
本店 本社	-	東京都	品川区	3	3	12	3	3

クリックして「編集」から、事業所名・電話番号・郵便番号・住所・従業員数を入力

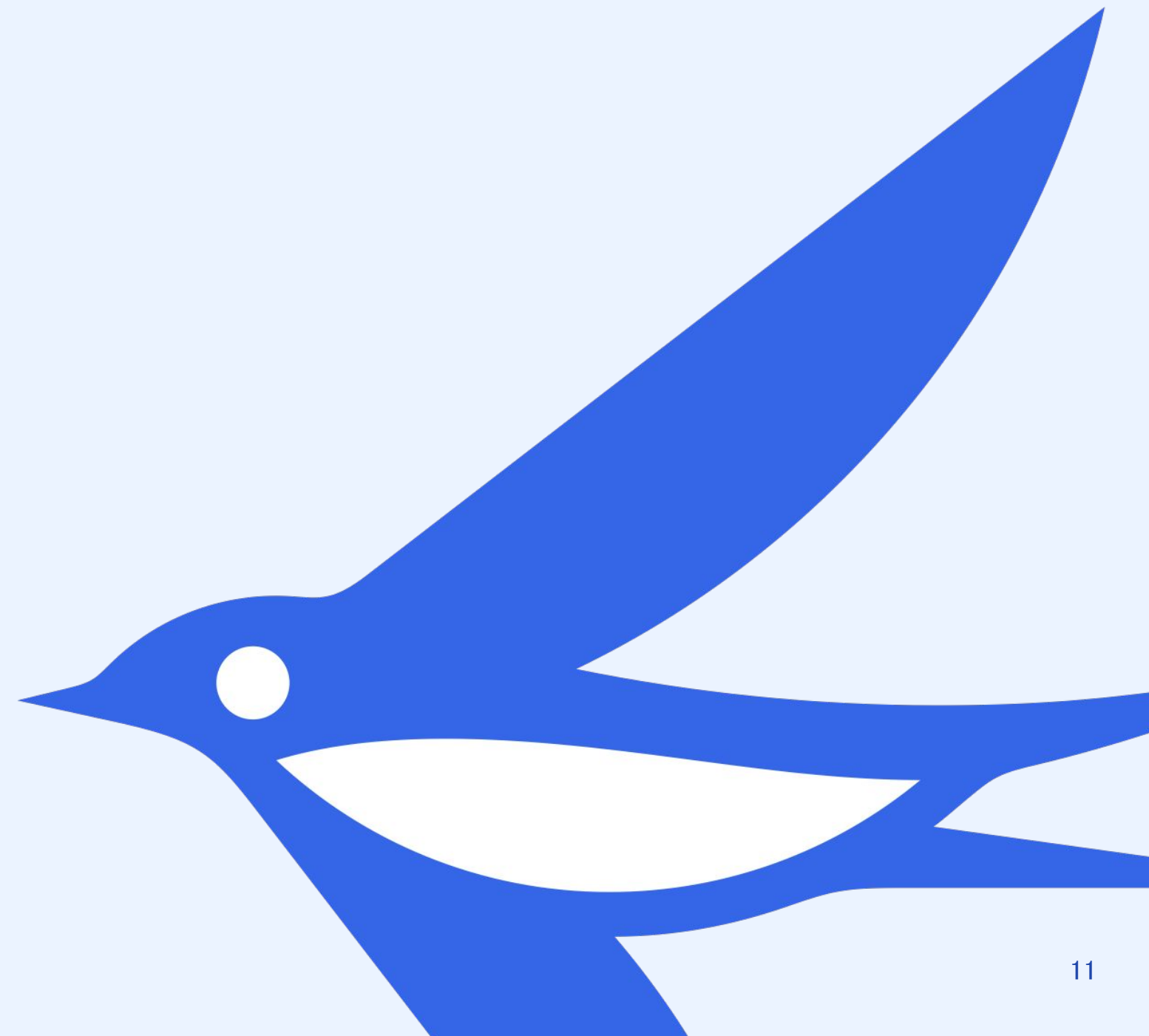
Section2.

国税の申告書類に入力する

このセクションのポイント

- freee申告では必要な情報の約8割をfreee会計から自動連携するため、残りの僅かな情報を入力するだけで、税金の金額が自動で算定されます
- 繰越欠損金がある場合、当期の利益は欠損金と相殺されます。**相殺後も利益が残る場合は国税が発生します**が、**相殺後に利益が残らなければ国税は発生しません**
- 繰越欠損金がある場合「別表七(一)」という帳票が必要になるので、作成漏れがないようご注意ください

※前期情報の入力に関して、前年度からfreee申告をご利用されている場合は、前期から繰り越す情報は自動で転記されます(地方税以降も同様)



最新のfreee会計の情報を反映させる

「申告書作成」の画面に入ったら、まずは【会計連携】のボタンをクリックして情報を更新しましょう
また、freee会計で取引の追加・修正を行った場合も、その都度、情報を更新してください

法人税 - 確定申告 2024-05-01 ~ 2025-04-30

申告スタンダードプラン ツバメ株式会社

申告書を選択する

通知希望区分 納付状況

最終連携日時: 2024年11月13日 15:11:01 ? 🔄 会計連携

申告一覧

基本情報

事業所情報

申告書

税額調整

決算書

電子申告送信

電子申告一覧

作成中の申告書

国税

別表一青色申告

別表一次葉

別表二

別表四 (簡易様式)

別表五 (一)

別表五 (二)

地方税

添付書類

税務代理書面

納付書

その他

勘定科目内訳明細

1920pxの画面幅で開く

1280pxの画面幅で開く

開発用メニューを閉じる

PDF出力

OCRA入力用

最後に会計連携をした日時を表示

青色申告 一連番号

整理番号

事業年度 (至)

売上金額

申告年月日

青色申告 一連番号

整理番号

事業年度 (至)

売上金額

申告年月日

ここをクリックして更新

令和 6 年 5 月 1 日 事業年度分の法人税 確定 申告書

令和 7 年 4 月 3 0 日 課税事業年度分の地方法人税 確定 申告書

適用額明細書 提出の有無

税理士法第30条 有 税理士法第33条 有

この申告書による法

所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)

法人税額 (48) + (49) + (50)

法人税額の特別控除額 (別表六「6」「5」)

税額控除超過額 相当額等の加算額

課税土地譲渡利益金額 (別表三「(二)」「24」) + (別表三「(二)」「25」) + (別表三「(三)」「20」)

同上に対する税額 (62) + (63) + (64)

課税留保金額 (別表三「(一)」「4」)

同上に対する税額 (別表三「(一)」「8」)

控除 所得税の額 (別表六「(一)」「6の③」)

外国税額 (別表六「(二)」「23」)

計 (16) + (17)

控除した金額 (12)

控除しきれなかった金額 (18) - (19)

所得税額等の還付金額 (20)

中間納付額 (14) - (13)

欠損金の繰戻しによる還付請求税額

a.別表二 ～株主・出資者の情報を入力する

Check!!

事前に用意するもの

- ・登記簿
- ・前期申告書

株式等の情報は手入力が必要になります。

なお、合同会社の場合は株式数ではなく出資金額をもとに記載します

Step 1

株式数もしくは
出資金額の総数を
下段に記入

Step 2

順位を必ず記入
(親族の場合は同
じ順位を入力)

Step 3

株主の住所と
氏名を記入

同族会社等の判定に関する明細書

事業年度	令 6・4・1 令 7・3・31	法人名	つばめ商事株式会社
期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	1,000	(21)の上位1順位の株式数又は出資の金額	11
(19)と(21)の上位3順位の株式数又は出資の金額	1,000	株式数等による判定(11)	12
株式数等による判定(2)(1)	100.0	(22)の上位3順位の議決権の数	
期末現在の議決権の総数		議決権の数による判定(5)(4)	
(20)と(22)の上位3順位の議決権の数		(21)の社員の1人及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数	15
議決権の数による判定(5)(4)		社員の数による判定(15)(7)	16
期末現在の社員の総数		特定同族会社の判定割合(12)、(14)又は(16)のうち最も高い割合	17
社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数		判定結果	18
社員の数による判定(8)(7)		特定同族会社 同族会社 非同族会社	
同族会社の判定割合(3)、(6)又は(9)のうち最も高い割合	100.0		

この欄は使用
しない

Step 5

何れかに○が
つくと完了

Step 4

株式数もしくは
出資金額を記入

判 定 基 準 と な る 株 主 等 の 株 式 数 等 の 明 細									
順位		判定基準となる株主（社員）及び同族関係者	判定基準となる株主等との続柄	株 式 数 又 は 出 資 の 金 額 等					
				被支配会社でない法人株主等株式数又は出資の金額	議決権の数	その他の株主等株式数又は出資の金額	議決権の数		
株式数等	議決権数	住所又は所在地	氏名又は法人名						
				19	20	21	22		
1		東京都品川区西五反田1-2-3	税務太郎	本 人	(外)	500	(外)		
1		東京都品川区西五反田1-2-3	税務花子	配 偶 者	(外)	300	(外)		
2		大阪府都島区東野田町1-5-10	申告次郎	そ の 他	(外)	200	(外)		

詳細は
ガイドへ

b.別表五(一) ～資本金・出資金の情報を入力する

Check!!

事前に用意するもの

前期の別表五(一)の右端の金額を、当期の別表五(一)の左端に転記します

・前期の別表五(一)

前期

当期

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書					事業年度 令2・5・5 令3・3・31	法人名 株式会社フリータックス	別表五(一) 令二・四・一以後終了事業年度分
I 利益積立金額の計算に関する明細書							
区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③			
		①	②		②	③	④
利 益 準 備 金	1	円	円	円			
積 立 金	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
未収還付法人税	22						
未収還付道府県民税	23						
未収還付市町村民税	24						
	25						
繰越損益金(損は赤)	26						
納 税 充 当 金	27						
未 納 法 人 税 等	28						
未 納 道 府 県 民 税	29						
未 納 市 町 村 民 税	30						
差 引 合 計 額	31						
II 資本金等の額の計算に関する明細書							
区 分		期 首 現 在 資 本 金 等 の 額		差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①-②+③			
		①	②		②	③	④
資 本 金 又 は 出 資 金	32	1,000,000 円	円	円			
資 本 準 備 金	33						
	34						
	35						
差 引 合 計 額	36	1,000,000		1,000,000			

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書					事業年度 令3・4・1 令4・3・31	法人名 株式会社フリータックス	別表五(一) 令四・四・一以後終了事業年度分
I 利益積立金額の計算に関する明細書							
区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③			
		①	②		②	③	④
利 益 準 備 金	1	円	円	円			
積 立 金	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
未収還付法人税	22	0		0			
未収還付道府県民税	23	0	0	0			
未収還付市町村民税	24	0	0	0			
	25						
繰越損益金(損は赤)	26	-1,058,200	-1,058,200	41,800			
納 税 充 当 金	27	58,200		58,200			
未 納 法 人 税 等	28	0		16,500			
未 納 道 府 県 民 税	29	16,600		36,700			
未 納 市 町 村 民 税	30	41,600		92,500			
差 引 合 計 額	31	-1,058,200	-1,058,200	-45,700			
II 資本金等の額の計算に関する明細書							
区 分		期 首 現 在 資 本 金 等 の 額		差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①-②+③			
		①	②		②	③	④
資 本 金 又 は 出 資 金	32	1,000,000 円	円	1,000,000 円			
資 本 準 備 金	33						
	34						
	35						
差 引 合 計 額	36	1,000,000		1,000,000			

この欄はそもそも金額が無いケースが多く、その場合は転記不要

26 繰越損益金は必ず転記(当期は25)

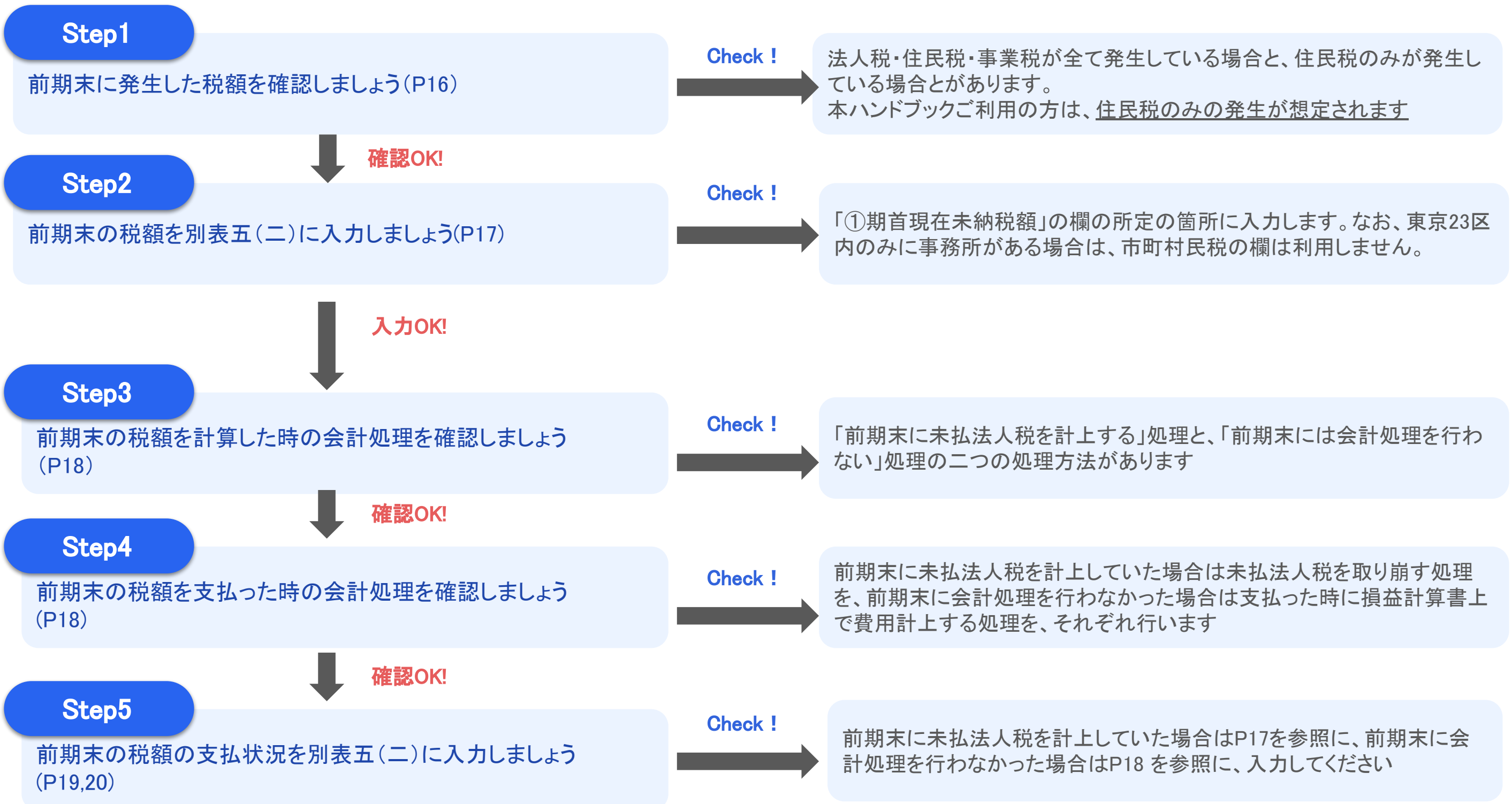
26~30は、別表五(二)に入力する事で自動転記されるため、入力不要

32 資本金または出資金は必ず転記

c.別表五(二) ～前期末の税金費用の支払状況を入力する

別表五(二)の記載は、前期末に発生した税金費用の内訳とその処理方法によって記載内容が変わります。以下のチェック表で、ご自身の会社の状況を確認のうえ、作業を進めてください。

別表五(二)の入力項目チェック 早見表



c.別表五(二) Step1 前期末に発生した税額を確認する

繰越欠損がある場合、前期の税額は住民税の均等割のみ発生している事が想定されます。住民税の均等割額は前期の別表五(二)、もしくは前期の納付書(領収証書)で金額を確認します。

！ 所定の箇所に金額が入っていない場合は、税務署等に金額を確認してください

前期の別表五(二)

租税公課の納付状況等に関する明細書			事業年度	令 2 . 4 . 1 令 3 . 3 . 31	法人名	株式会社フリータックス	別表五(二) 令二・四・一以後終了事業年度分	
税目及び事業年度			期首現在 未納税額	当期発生税額	当期中の納付税額			期末現在 納税額
			①	②	充当金取崩し による納付	仮払経理に よる納付	損金経理に よる納付	①+②-③-④-⑤
法人税及び地方法人税	・	・	1					円
	・	・	2					
	当期分	中	3					
	確定	4						
	計	5		0				0
道府県民税	・	・	6					
	・	・	7					
	当期分	中	8					0
	確定	9		0				0
	計	10		20,000				20,000
市町村民税	・	・	11					
	・	・	12					
	当期分	中	13					0
	確定	14		0				0
	計	15		50,000				50,000
事業税	・	・	16					
	・	・	17					
	当期中間分	18		0				0
	計	19		0				0

繰越欠損がある場合は法人税は発生しません

前期の住民税額(道府県民税)

前期の住民税額(市町村民税)
...東京23区のみに事業所がある場合は空欄

繰越欠損がある場合は事業税は発生しません

前期の領収証書

2700008	法人 道府県民税 領収証書	(第三片)
大阪	所在地及び法人名 大阪府大阪市都島区東野田町	
株式会社フリータックス	03-1111-3333	
2 . 4 . 1 から 3 . 3 . 31 まで	確定	
法人税割額 01		0
均等割額 02		2 0 0 0 0
延滞金 03		
計 04		2 0 0 0 0
振替口座番号	加入者	
所在地及び法人名(法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)		
大阪府大阪市都島区東野田町		
株式会社フリータックス		様
年度 区 税目 課税区分 期(月) 管理番号 C/D		
2 年 4 月 1 日 ~ 3 年 3 月 31 日	確定	()
法人税割額 01		0
均等割額 02		5 0 0 0 0
延滞金 03		
督促手数料 04		
合計額 05		5 0 0 0 0

前期の住民税額
(道府県民税)

前期の住民税額
(市町村民税)

c.別表五(二) Step2 前期末の税額を入力する

前期末の「確定」欄に入っていた税額を、当期の別表五(二)の下段に転記します。
なお、転記する際の行が前期末の行とは異なる点にご注意ください。(道府県民税であれば「7」の行に転記)

! 昨年度の申告をfree申告で行っている場合は、自動転記されるため、手動入力不要です

前期の別表五(二) 抜粋

別表五(二)
タックス
期 末 現 在
未 納 税 額
①+②-③-④-⑤
⑥
円
0
0
0
0
20,000
20,000
0
0
50,000
50,000

租税公課の納付状況等に関する明細書										事業年度 令 3 . 4 . 1 令 4 . 3 . 31		法人名	株式会社フリータックス
税 目 及 び 事 業 年 度					期 首 現 在 未 納 税 額 ①	当期発生税額 ②	当 期 中 の 納 付 税 額			期 末 現 在 未 納 税 額 ①+②-③-④-⑤ ⑥			
							充当金取崩し による納付 ③	仮払経理に よる納付 ④	損金経理に よる納付 ⑤				
法人税及び地方法人税	・ ・				1	0円 0		円	円	円	0円 0		
	令 2 . 4 . 1 令 3 . 3 . 31					2	0				0		
	当 期 分	中	間		3		円						
		確	定		4								
	計				5	0 0					0 0		
道府県民税	・ ・				6	0 0					0 0		
	令 2 . 4 . 1 令 3 . 3 . 31					7	20,000				20,000		
					8								
					9								
					10	0 20,000					0 20,000		
市町村民税	・ ・				11	0 0					0 0		
	令 2 . 4 . 1 令 3 . 3 . 31					12	0 50,000				0 50,000		
	当 期 分	中	間		13								
						14							
					15	0 50,000					0 50,000		
特別法人税 及事業税	・ ・				16	0 0					0 0		
	令 2 . 4 . 1 令 3 . 3 . 31					17	0				0		
	当 期 中 間 分					18							
						19	0 0				0 0		

※必ず下段に入力

実際の画面では自動算
定された当期の税額が
表示されている
(本資料では混同しな
いように削除している。
以降のページも同様)

民税額を、「期首現
①」に転記

みに事業所がある場合は、市
転記作業は生じない

前期末の住民税額を、「期首現在未納税額①」に転記

東京23区のみ事業所がある場合は、市町村民税の転記作業は生じない

※必ず下段に入力

実際の画面では自動算定された当期の税額が表示されている
(本資料では混同しないように削除している。以降のページも同様)

c.別表五(二) Step3・4 前期末の税額の会計処理を確認する

期末の税金費用について、会計側では期末に未払法人税を「計上する方法」と「計上しない方法」があります。
別表五(二)の記載方法も変わるため、前期にどちらの会計処理を採用しているか、確認してください。

前期末の会計処理

未払法人税を計上する方法

【法人税等】

法人税・住民税及び事業税	70,000
--------------	--------

前期末に算定した税額を損益計算書に計上している

負債の部

【流動負債】

買掛金	282,950
未払金	97,800
未払法人税等	70,000
預り金	745,709

貸借対照表の負債の部に「未払法人税等」の科目で計上
（「未払金」等に包含する場合もあり）

当期中の会計処理

期中に納税をした際に、以下の仕訳を計上
 (借)未払法人税等 70,000 (貸)支出口座 70,000
 ※金額は一例です

未払法人税を計上しない方法

前期末の決算において、会計上の
処理は無し

期中に納税をした際に、以下の仕訳を計上
 (借)法人税・住民税及び事業税70,000
 (貸)支出口座 70,000
 ※金額は一例です



前期の処理を税理士さんをお願いしていた場合等で、ご自身で判断がつかない場合は税理士さんにご確認ください



納税はしているが会計処理は何もしていなかったという場合は、【未払法人税を計上しない方法】に沿って、
【当期中の会計処理の内容】で取引登録を行ってください。

c.別表五(二) Step5 前期末の税額の支払状況を入力する

(前期に未払法人税を計上していた場合)

未払法人税を計上していた場合は、「③充当金取崩しによる納付」の列の下段と、別表五(二)下部にある【納税充当金の計算】欄の「30 期首納税充当金」に入力します

租税公課の納付状況等に関する明細書				事業年度 令 3 . 4 . 1 令 4 . 3 . 31	法人名 株式会社フリータックス	別表五(二) 令三・四・一以後終了事業年度分	
税目及び事業年度				期首現在 未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額 充当金取崩しによる納付 ③	期末現在 未納税額 ⑥ ①+②-③-④-⑤
法人税及び地方法人税	： 1	： 0円	0	円		円	0円
	令 2 . 4 . 1 令 3 . 3 . 31	2	0			円	0
	当期分 中 間	3					
	確 定	4					
	計	5	0 0				0 0
道府県民税	： 6	： 0	0	円		円	0
	令 2 . 4 . 1 令 3 . 3 . 31	7	20,000			20,000	0
	当期分 中 間	8					
	確 定	9					
	計	10	0 20,000			20,000	0 0
市町村民税	： 11	： 0	0	円		円	0
	令 2 . 4 . 1 令 3 . 3 . 31	12	50,000			50,000	0
	当期分 中 間	13					
	確 定	14					
	計	15	0 50,000			50,000	0 0
事業特別法人税 及事業税	： 16	： 0	0	円		円	0
	令 2 . 4 . 1 令 3 . 3 . 31	17	0			0	0
	当期分 中 間	18					
	確 定	19					
	計	19	0 0			0	0

③に入力する事により未納税額が「0」になる

【充当金取崩しによる納付③】に記入した金額が自動転記される

※必ず下段に入力
③の列に支払った金額を入力

前期末B/Sの未払法人税額を入力

別表五(二)下部

納税充当金の計算									
期首納税充当金	30	70,000	取	損金算入のもの	36		円		
繰入	損金経理をした納税充当金	31		損金不算入のもの	37				
		32			38				
	計	33		仮払税金消却	39				
取崩額	法人税額等 (5の③)+(10の③)+(15の③)	34	70,000	計	40	70,000			
	事業税及び特別法人事業税 (19の③)	35		期末納税充当金 (30)+(33)-(40)	41	0			

c.別表五(二) Step5 前期末の税額の支払状況を入力する

(前期に未払法人税を計上していない場合)

未払法人税を計上していない場合は、「⑤損金経理による納付」の列の下段に入力します。なお、別表五(二)下部の【納税充当金の計算】欄は入力不要です。

租税公課の納付状況等に関する明細書										事業年度	令 3 . 4 . 1 令 4 . 3 . 31	法人名	株式会社フリータックス	別表五(二) 令三・四・一以後終了事業年度分
税目及び事業年度					期首現在 未納税額	当期発生税額	当期中の納付税額			期末現在 未納税額 ①+②-③-④-⑤				
							充当金取崩し による納付	仮払経理に よる納付	損金経理に よる納付					
					①	②	③	④	⑤	⑥				
法人税及び地方法人税	:		:		1	0円 0		円	円	円	0円 0			
	令 2 . 4 . 1 令 3 . 3 . 31			2	0						0			
	当期分	中	間	3		円								
		確	定	4		0						0		
	計				5	0 0	0					0 0		
道府県民税	:		:		6	0 0					0 0			
	令 2 . 4 . 1 令 3 . 3 . 31			7	0 20,000					20,000	0			
	当期分	中	間	8										
		確	定	9										
	計				10	0 20,000					20,000	0 0		
市町村民税	:		:		11	0 0					0 0			
	令 2 . 4 . 1 令 3 . 3 . 31			12	0 50,000					50,000	0 0			
	当期分	中	間	13										
		確	定	14										
	計				15	0 50,000					50,000	0 0		
事業特別法人税及び事業税	:		:		16	0 0					0 0			
	令 2 . 4 . 1 令 3 . 3 . 31			17	0	0					0			
	当期中間分			18										
	計				19	0 0	0					0 0		

※必ず下段に入力

⑤に入力する事により未納税額が「0」になる

⑤の列に支払った金額を入力

※必ず下段に入力

d. 別表七(一) ～当期の欠損金の情報を確認する(法人税)

前年に欠損金がある場合、その欠損金を当期に持ち越すためには別表七(一)という帳票が必要になります。別表七(一)が作成中の申告書一覧にない場合は、手動で追加する必要があります(以下参照)

 損金の持ち越しは青色申告の場合のみ認められるので、白色申告の場合は別表七(一)は不要です

ボタンをクリック

[illegible]

作成する申告書の選択

国税	地方税	添付書類	税務代理書面	納付書	その他	勘定科目内訳明細
絞り込み ✕ 25件						
☒	対応済み	別表五（二）	租税公課の納付状況等に関する明細書			
☐	対応済み	別表六（一）	所得税額の控除に関する明細書			
☐	未対応	別表六（六）	法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書			
☐	未対応	別表六（二十七）	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書			
☐	未対応	別表六（二十八）	中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書			
☒	対応済み	別表七（一）	欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書			
☐	対応済み	別表八（一）	受取配当等の基金不算入に関する明細書			
☐	未対応	別表十（七）	特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書			
☐	対応済み	別表十一（一）	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書			
☐	未対応	別表十一（一の二）	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書			
☐	未対応	別表十四（二）	寄附金の損金算入に関する明細書			

別表七(一)を選択して閉じる

詳細は
[ガイド](#)へ

d. 別表七(一) ～前期の欠損金額を転記する

前期の別表七(一)に記載された欠損金額を、当期の別表七(一)に転記します

前期

当期

⑤ 欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

事業年度	令2.4.1 令3.3.31	法人名	株式会社フリータックス
控除前所得金額 (別表四「39の①」)ー(別表七(二)「9」又は「21」)	1	所得金額控除限度額 (1) × $\frac{\text{〇又は100}}{100}$	2
事業年度	区分	控除未済欠損金額 3	当期控除額 (当該事業年度の(3)と(2)ー当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額 4
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	円	円
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		円
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
平30 4.1 平31 3.31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	100,000	0
平31 4.1 令2 3.31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	500,000	0
計		600,000	0
当欠損金額 (別表四「48の①」)		1,000,000	欠損金の繰戻し額
期同 上	災害損失金		
分の うち	青色欠損金	1,000,000	
合計			1,600,000

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

事業年度	令3.4.1 令4.3.31	法人名	株式会社フリータックス
控除前所得金額 (別表四「39の①」)ー(別表七(二)「9」又は「21」)	1	所得金額控除限度額 (1) × $\frac{\text{〇又は100}}{100}$	2
事業年度	区分	控除未済欠損金額 3	当期控除額 (当該事業年度の(3)と(2)ー当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額 4
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	円	円
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		円
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
平30 4.1 平31 3.31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	100,000	0
平31 4.1 令2 3.31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	500,000	0
令2 4.1 令3 3.31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	1,000,000	0
計		1,600,000	0
当欠損金額 (別表四「48の①」)			欠損金の繰戻し額
期同 上	災害損失金		
分の うち	青色欠損金		
合計			1,600,000

2年以上前の欠損額
を繰越

前期の欠損額を繰越

別表七(一) 令三・四・一以後終了事業年度分

(参考) 別表七(一) 当期の欠損金額を確認する

過年度から繰り越した欠損額は、当期の所得金額(税務上の利益額)と相殺されます。相殺の結果、どちらの残額が残るかによって、発生する税金の種類が異なります。

【過年度の繰越欠損額 > 当期の所得金額】の場合

住民税の均等割だけ発生する(赤字決算の場合と同様)

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書					事業年度	令3.4.1 令4.3.31	法人名	株式会社フリータックス
控除前所得金額 (別表四「39の①」～(別表七(二)「9」又は「21」)		1	1,120,000	所得金額控除限度額 (1) × $\frac{1,120,000}{100}$	2	1,120,000		
事業年度	区分	控除額	3	翌期繰越額 (3) - (4) 又は (別表七(三)「15」) (4)の合計額のうち少ない金額	4	5		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		円	円				
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					円		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
平30 4.1	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
平31 3.31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		100,000	100,000		0		
平31 4.1	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		500,000	500,000		0		
令2 3.31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		1,000,000	520,000		480,000		
令2 4.1	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
令3 3.31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
計			1,600,000	1,120,000		480,000		
当欠損金 (別表四「48の①」)	額			欠損金の繰戻し額				
期上のうち	災害損失金							
分	青色欠損金							
合						480,000		

当期の所得金額は全て過年度の欠損額と相殺 ⇒ 残った欠損金分が、翌年度の別表七(一)に繰り越される

【当期の所得金額 > 過年度の繰越欠損額】の場合

法人税・住民税・事業税それぞれ発生する(黒字決算の場合と同様)

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書					事業年度	令3.4.1 令4.3.31	法人名	株式会社フリータックス
控除前所得金額 (別表四「39の①」～(別表七(二)「9」又は「21」)		1	3,000,000	所得金額控除限度額 (1) × $\frac{3,000,000}{100}$	2	3,000,000		
事業年度	区分	控除額	3	翌期繰越額 (3) - (4) 又は (別表七(三)「15」) (4)の合計額のうち少ない金額	4	5		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		円	円				
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					円		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
平30 4.1	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
平31 3.31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		100,000	100,000		0		
平31 4.1	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		500,000	500,000		0		
令2 3.31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		1,000,000	1,000,000		0		
令2 4.1	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
令3 3.31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失							
計			1,600,000	1,600,000		0		
当欠損金 (別表四「48の①」)	額			欠損金の繰戻し額				
期上のうち	災害損失金							
分	青色欠損金							
合						0		

過年度の欠損額と相殺された後に残った所得金額(このスクショの場合は140万円)に応じて、各種税金の額が算出される

(参考)別表一 当期の法人税の金額を確認する

欠損金と相殺された後の所得金額に応じて、税額が自動計算されます。
なお、相殺後の所得金額が0以下の場合は、法人税は発生しません。

作成中の申告書
国税
別表一青色申告
別表一次葉
別表二
別表四（簡易様式）
別表五（一）
別表五（二）
別表七（一）
地方税
第六号様式
第六号様式別表四の三
添付書類
法人事業概況説明書
適用額明細書
税務代理書面
納付書
（新）法人都道府県民税納付書
法人税納付書
地方法人税納付書
その他
勘定科目内訳明細

法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	法人種別	同非区分	確定申告書	申告書
代表者	税務太郎	旧納税地及び旧法人名等		申告区分	
代表者住所		添付書類		法人税	中間 減額 修正 地方 中間 減額 修正
令和 3 年 4 月 1 日	事業年度分の法人税	確定申告書		適用額明細書提出の有無	有 無
令和 4 年 3 月 3 1 日	課税事業年度分の地方法人税	申告書		税理士法第30条の書面提出有	有 無
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	1	1 4 0 0 0 0 0	控 所得税の額 (別表六「16」の①)	16	
法人税額 (52) + (53) + (54)	2	2 1 0 0 0 0 0	税 外国税額 (別表六「17」の①)	17	
法人税額の特別控除額 (別表六「16」の②)	3		の 計 (16) + (17)	18	
税額控除超過額 相当額等の加算額	4		控 除した金額 (12)	19	
課税上地譲渡利益金額 (別表三「24」の①)	5	0 0 0	計 控除しきれなかった金額 (18) - (19)	20	
同上に対する税額 (74) + (75) + (76)	6		この所得税等の還付金額 (20)	21	
課税留保金額 (別表三「4」の①)	7	0 0 0	中 間 納 付 額 (14) - (13)	22	
同上に対する税額 (別表三「4」の②)	8		欠損金の繰戻しに よる還付請求税額	23	
法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9	2 1 0 0 0 0 0	計 (21) + (22) + (23)	24	
仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除法人税額	10		この申告前の所得 金額又は欠損金額 (59)	25	
控 除 税 額 (9) - (10) - (11) - (12)	11		この申告により増減 する法人税額又は 修補請求税額 (64)	26	0 0
中間申告分の法人税額	12	0 0	欠損金又は災害損失等の当期控除額 (別表七「1」の①)	27	1 6 0 0 0 0 0
差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	13	2 1 0 0 0 0 0	型制へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七「1」の②の合計)	28	0
課税標準法人税額 (29) + (30)	29	2 1 0 0 0 0 0	この申告による還付金額 (42) + (43)	44	0
課税標準法人税額 (29) + (30)	30	2 1 0 0 0 0 0	所得の金額に 対する法人税額 (67)	45	
地 方 法 人 税 額 (57)	31	2 1 6 3 0	課税留保金額に 対する法人税額 (68)	46	
税額控除超過相当額 の加算額 (別表六「14」の①)	32		課税標準法人税額 (69)	47	0 0 0
課税留保金額に係る 地方法人税額 (58)	33		この申告により納付 すべき地方法人税額 (73)	48	0 0
所得地方法人税額 (32) + (33) + (34)	34	2 1 6 3 0	利 余 金 ・ 利 益 の 配 当 (剰余金の分配)の金額		
仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額	35		預金等の最 後の分配又は 引渡しの日		
外国税額の控除額 (35) - (36) - (37) - (38)	36	0	銀行 金庫・組合 農協・漁協		
差引地方法人税額 (35) - (36) - (37) - (38)	37	2 1 6 0 0	本店・支店 出張所 本所・支所		
中間申告分の地方法人税額	38	0 0	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号		
差引課税標準 (30) - (40) - (41) - (42) - (43) - (44)	39	2 1 6 0 0	※税務署処理欄		

欠損金と相殺された後の所得金額。
0以下の場合、下記の税額は発生しない

当事業年度の法人税額

当事業年度の地方法人税額※

※国から地方に分配される法人税額
一般的には法人税額と地方法人税額を
合わせて「法人税額」と呼ばれる

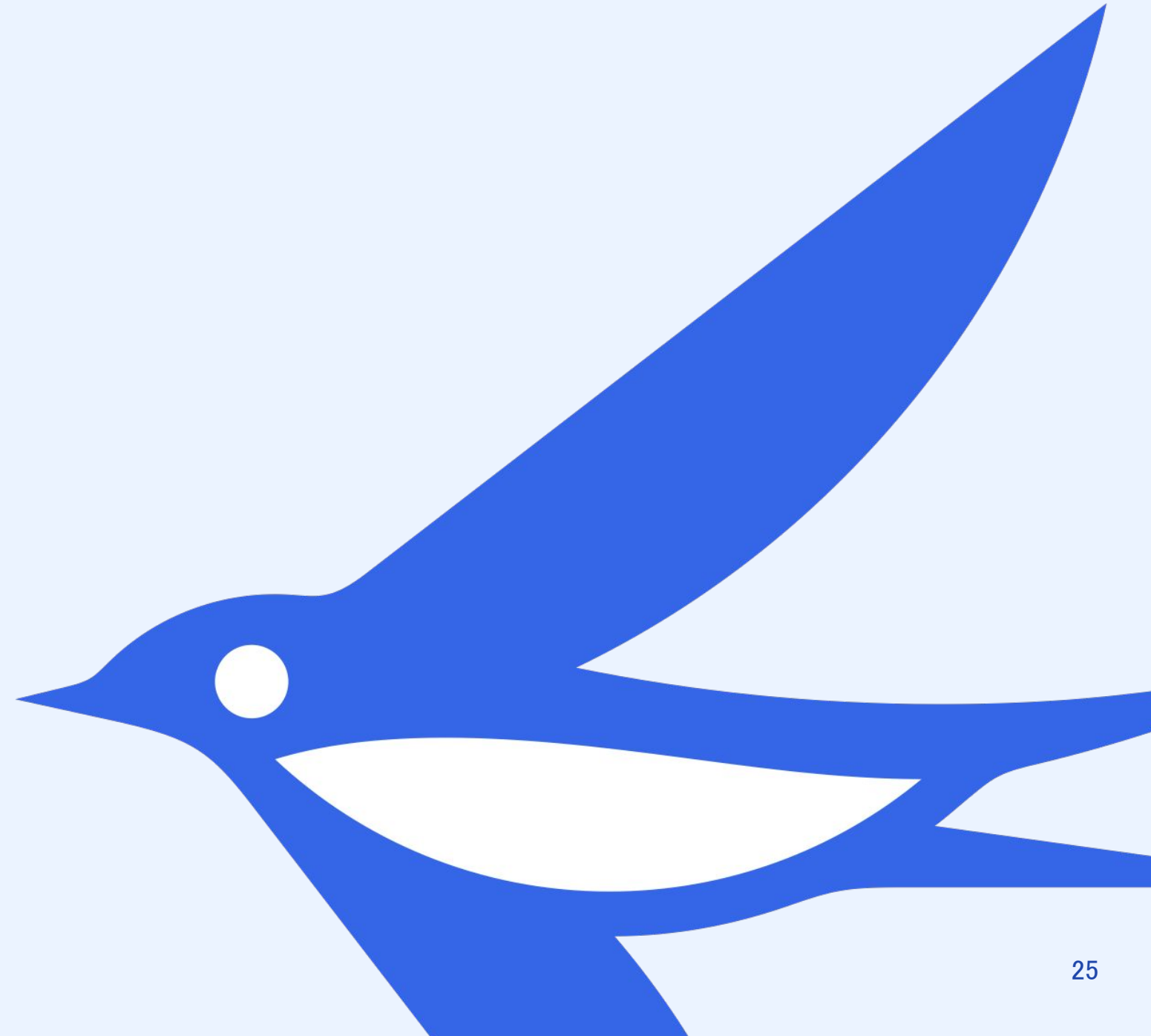
Section3.

地方税の申告書類に入力する

このセクションのポイント

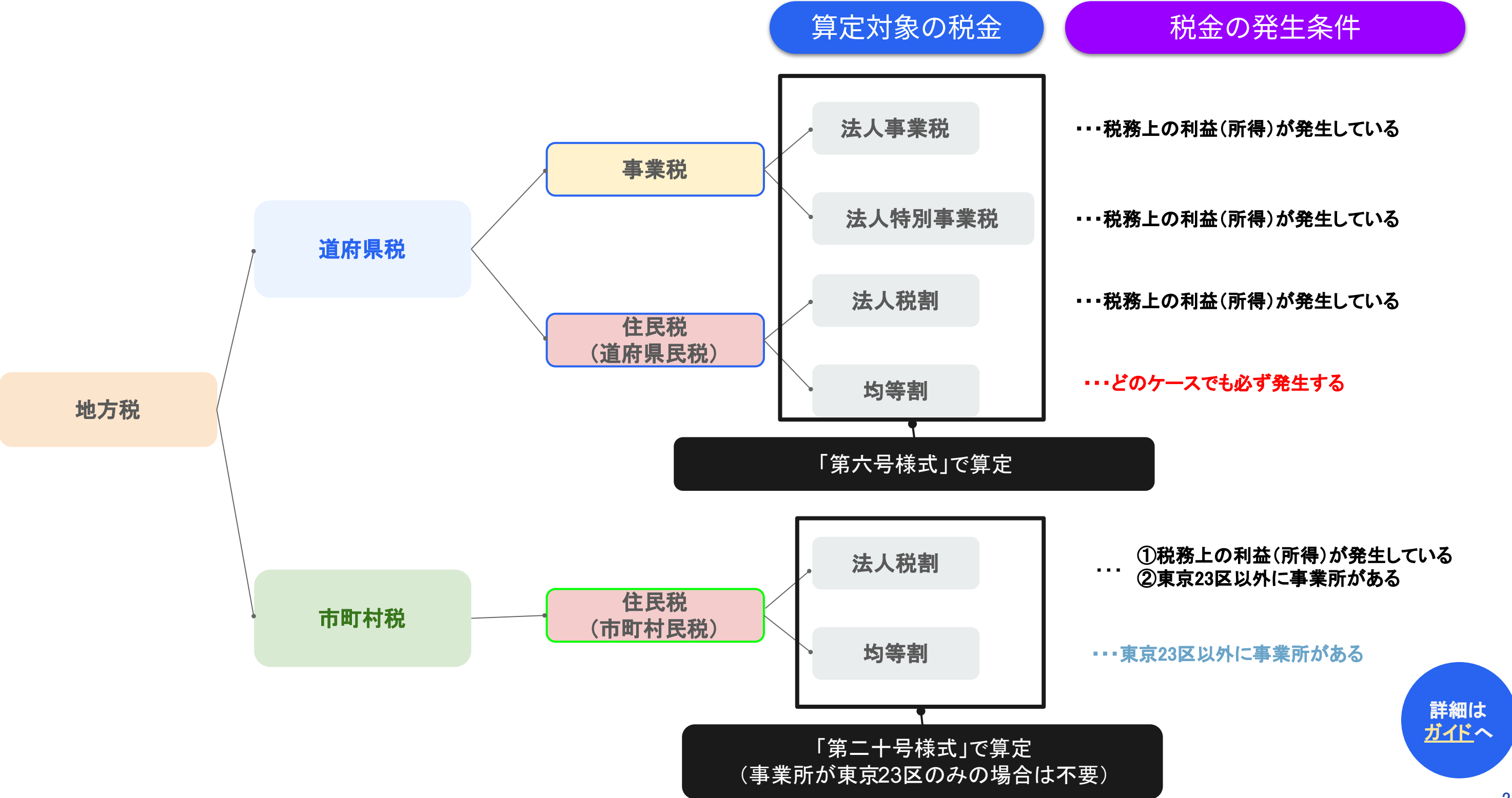
- 地方税は「道府県税」と「市町村税」とで構成されます。繰越欠損金がある場合、当期の利益は欠損金と相殺されますが、相殺後に利益が残るか残らないかで発生する地方税の種類も異なります
- 繰越欠損金がある場合、「**第六号様式別表九**」という帳票が必要になるので作成漏れがないようご注意ください
- 事業所が複数存在する場合は、このハンドブックで案内していない帳票も必要になる場合があります

詳細は
[ガイド](#)へ



(参考) 地方税の内訳について

地方税は道府県税と市町村税に分かれ、それぞれ別の帳票で税額を算定し、別々に申告を行います
東京23区についてはまとめて都で処理するため、事業所が東京23区内のみの会社は道府県税だけが対象になります



a.第六号様式別表九 ～当期の欠損金の情報を確認する(事業税)

前年に欠損金がある場合、その欠損金を当期に持ち越すためには第六号様式別表九という帳票が必要になります。第六号様式別表九が作成中の申告書一覧にない場合は、手動で追加します(以下参照)。

！ 欠損金の持ち越しは青色申告の場合のみ認められるので、白色申告の場合は六号様式別表九は不要です。

The screenshot shows the tax filing software interface. On the left, there is a sidebar with various menu items. In the main area, a red box highlights the '+ 申告書を選択する' (Select Declaration) button. Below it, a red box highlights the '青色申告' (Blue Tax Declaration) option. The main area also displays the 'Sixth Schedule Form 9' declaration form, which includes fields for company name, address, and tax information. A red box highlights the '青色申告' (Blue Tax Declaration) option in the form.

The screenshot shows the '作成する申告書の選択' (Select Declaration to Create) dialog box. It contains a table with columns for '選択' (Select), '電子申告対応状況' (Electronic Declaration Status), '略称' (Abbreviation), and '名称' (Name). The table lists various declaration forms, including '第六号様式' (Sixth Schedule Form), '第六号様式別表四の三' (Sixth Schedule Form 4-3), '第六号様式別表九' (Sixth Schedule Form 9), '第六号様式別表十四' (Sixth Schedule Form 14), '第十号様式' (Tenth Schedule Form), '第二十号様式' (Twentieth Schedule Form), and '第二十二号の二様式' (Twenty-second Schedule Form 2). A red box highlights the '第六号様式別表九' (Sixth Schedule Form 9) row. To the left of the dialog box, three steps are listed: 'Step 1 地方税のタブを選択' (Step 1 Select the Local Tax tab), 'Step 2 第六号様式別表九を選択' (Step 2 Select Sixth Schedule Form 9), and 'Step 3 閉じるボタンを押下' (Step 3 Press the Close button). A red box highlights the '閉じる' (Close) button at the bottom right of the dialog box.

詳細は
ガイドへ

a. 第六号様式別表九 ～前期の欠損金額を転記する

前期の第六号様式別表九に記載された欠損金額を、第六号様式別表九に転記します

前期

欠損金額等及び災害損失金の 控除明細書（法第72条の2第1項 第1号に掲げる事業）					事業年度 令和2・4・1 令和3・3・31		法人名 株式会社フリータックス		第六号様式別表九（用紙日本産業規格A4） （第五条関係）	
控除前所得金額 第6号様式⑦-（別表10⑨又は⑫）		①		円	所得金額控除限度額 ①× $\frac{100}{100}$		②	円		
事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③		円	当期控除額④ （当該事業年度の③と②-当該事業年度前 年度の③の合計額）のうち少ない金額		円	翌期繰越額⑤ （③-④）又は別表11⑪		
・	・	欠損金額等・災害損失金		円			円			
・	・	欠損金額等・災害損失金					円			
・	・	欠損金額等・災害損失金								
・	・	欠損金額等・災害損失金								
・	・	欠損金額等・災害損失金								
・	・	欠損金額等・災害損失金								
・	・	欠損金額等・災害損失金								
・	・	欠損金額等・災害損失金								
平成30・4・1 平成31・3・31	欠損金額等・災害損失金	100,000			0		100,000			
平成31・4・1 令和2・3・31	欠損金額等・災害損失金	500,000			0		500,000			
計		600,000			0		600,000			
当期 区分	欠損金額等・災害損失金	1,000,000								
	災害損失金									
	青色欠損金	1,000,000					1,000,000			
合計							1,600,000			

当期

欠損金額等及び災害損失金の 控除明細書（法第72条の2第1項 第1号に掲げる事業）					事業年度 令和3・4・1 令和4・3・31		法人名 株式会社フリータックス		第六号様式別表九（用紙日本産業規格A4） （第五条関係）	
控除前所得金額 第6号様式⑦-（別表10⑨又は⑫）		①		円	所得金額控除限度額 ①× $\frac{100}{100}$		②	円		
事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③		円	当期控除額④ （当該事業年度の③と②-当該事業年度前 年度の③の合計額）のうち少ない金額		円	翌期繰越額⑤ （③-④）又は別表11⑪		
・	・	欠損金額等・災害損失金		円			円			
・	・	欠損金額等・災害損失金								
・	・	欠損金額等・災害損失金								
・	・	欠損金額等・災害損失金								
・	・	欠損金額等・災害損失金								
・	・	欠損金額等・災害損失金								
・	・	欠損金額等・災害損失金								
・	・	欠損金額等・災害損失金								
平成30・4・1 平成31・3・31	欠損金額等・災害損失金	100,000			0		100,000			
平成31・4・1 令和2・3・31	欠損金額等・災害損失金	500,000			0		500,000			
令和2・4・1 令和3・3・31	欠損金額等・災害損失金	1,000,000			0		1,000,000			
計		1,600,000			0		1,600,000			
当期 区分	欠損金額等・災害損失金									
	災害損失金									
	青色欠損金									
合計							1,600,000			

2年以上前の欠損額を繰越

前期の欠損額を繰越

(参考) 第六号様式別表九 当期の欠損金額の有無を確認する

過年度から繰り越した欠損額は、当期の所得金額(税務上の利益額)と相殺されます。相殺の結果、どちらの残額が残るかによって、発生する税金の種類が異なります

【過年度の繰越欠損額 > 当期の所得金額】の場合

住民税の均等割だけ発生する(赤字決算の場合と同様)

欠損金額等及び災害損失金の 控除明細書（法第72条の2第1項 第1号 第3号に掲げる事業）		事業 年度	令和 3 年度	4 月	1 日	法人 名	株式会社フリータックス	第六号様式別表九（用紙：日本産業規格A4）（第五条関係）	
控除前所得金額 第6号様式⑥-（別表10⑨又は⑫）		①	1,120,000		円	所得金額控除限度額 ①× $\frac{1}{100}$ は100	②	1,120,000 円	
事業年度	区分	※当期の所得金額		当期控除額④		翌期繰越額⑤ （③-④）又は別表11⑫			
・	・	欠損金額等・災害損失金		円		円			
・	・	欠損金額等・災害損失金				円			
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金		100,000		100,000		0	
・	・	欠損金額等・災害損失金		500,000		500,000		0	
・	・	欠損金額等・災害損失金		1,000,000		520,000		480,000	
・	・	欠損金額等・災害損失金		1,600,000		1,120,000		480,000	
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							
・	・	欠損金額等・災害損失金							

当期の所得金額は全て過年度の欠損額と相殺
↓
残った欠損金分が、翌年度の第六号様式別表九に繰り越される

※過年度の欠損額

【当期の所得金額 > 過年度の繰越欠損額】の場合

法人税・住民税・事業税それぞれ発生する(黒字決算の場合と同様)

欠損金額等及び災害損失金の 控除明細書（法第72条の2第1項 第1号 第3号に掲げる事業）			事業 年度	令和 3・ 4・ 1 令和 4・ 3・ 31	法人 名	株式会社フリータックス			第六号様式別表九（用紙日本産業規格A4）	
控除前所得金額 第6号様式⑥-（別表10⑨又は⑫）		①	3,000,000		円	所得金額控除限度額 ①× $\frac{1}{100}$ は100	②	3,000,000		円
事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③		当期控除額④ （当該事業年度の③と②-当該事業年度前 年度の③の合計額）のうち少ない金額		翌期繰越額⑤ （③-④）又は別表11⑪				
・	・	欠損金額等・災害損失金		円		円				
・	・	欠損金額等・災害損失金				円				
・	・	欠損金額等・災害損失金								
・	・	欠損金額等・災害損失金								
・	・	欠損金額等・災害損失金								
・	・	欠損金額等・災害損失金								
・	・	欠損金額等・災害損失金								
平成 30・ 4・ 1 平成 31・ 3・ 31	欠損金額等・災害損失金	100,000		100,000		0				
平成 31・ 4・ 1 令和 2・ 3・ 31	欠損金額等・災害損失金	500,000		500,000		0				
令和 2・ 4・ 1 令和 3・ 3・ 31	欠損金額等・災害損失金	1,000,000		1,000,000		0				
計		1,600,000		1,600,000		0				
当期 区分	欠損金額等・災害損失金									
	同上のうち	災害損失金					円			
		青色欠損金								
合計						0				

過年度の欠損額と相殺された後に
残った所得金額（このスクショの場
合は140万円）に応じて、各種税金
の額が算出される

過年度の欠損額と相殺された後に残った所得金額(このスクショの場合は140万円)に応じて、各種税金の額が算出される

b. 第六号様式 ～都道府県事務所を設定する

六号様式では都道府県税事務所を設定します。

所轄の都道府県税事務所は、郵送される申告書・納付書等で確認できます。

+ 申告書を選択する

東京都▼

共通項目設定

申告先・整理番号設定

納付状況

最終連携日時: 2024年11月15日 11:32:16

作成中の申告書

国税

別表一青色申告
別表一次葉
別表二
別表四（簡易精算）
別表五（一）
別表五（二）
別表六（二十号様式）
別表六（二十号様式）
別表十五
別表十六（一）

地方税

第六号様式
第二十号様式

添付書類

法人事業概況書
適用額明細書

税務代理書面

納付書

法人都道府県民税納付書
法人市町村民税納付書

必須

確認

ここでは、提出先の都道府県税事務所を選択します。ガイドのお手本を見ながら確認しましょう。

該当する

申告先・整理番号設定

事業所住所

申告先

必須

整理番号

東京都

東京都品川都税事務所

保存

閉じる

所轄の都道府県税事務所を選択

詳細は
ガイドへ

b. 第六号様式 ～事業税・住民税(都道府県民税)の金額を確認する

六号様式は左側が事業税・右側が住民税の都道府県民税を計算する箇所となります
繰越欠損金と相殺後も所得金額が発生していれば、表の4か所に税額が算定されます。

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

事業税

所得割

所得金額総額 (税-⑧)又は別表5⑨
年400万円以下の金額 ① 1400000 3.5 49000
年400万円を超え年800万円以下の金額 ② 0000 5.3 000
年800万円を超える金額 ③ 0000 7 000
計 ①+②+③ ④ 1400000 49000
軽減税率不適用法人の金額 ⑤ 000 000

付加価値割

付加価値額総額 ⑥ 000 000
付加価値額 ⑦ 000 000

資本割

資本金等の額総額 ⑧ 000 000
資本金等の額 ⑨ 000 000

収入割

収入金額総額 ⑩ 000 000
収入金額 ⑪ 000 000

合計事業税額 ①+④+⑥+⑧又は②+④+⑥+⑧ ⑫ 49000

事業税の特定寄附金税額控除額 ⑬ 000
引当事業税額 ⑭-⑬-⑫ ⑭ 49000
税制優遇の実施に係る事業税額の控除額 ⑮ 49000
⑯の所得割 ⑯ 49000
⑯の資本割 ⑯ 000
⑯のうち見込納付額 ⑯ 49000

特別法人事業税

摘要 課税標準 税率 税額

所得割に係る特別法人事業税額 ⑳ 49000 37 18100
収入割に係る特別法人事業税額 ㉑ 000 000
合計特別法人事業税額 (㉒+㉓) ㉒ 18100

住民税(道府県民税)

法人事業税が計算されている事を確認

住民税(道府県民税)の法人税割が計算されている事を確認

住民税(道府県民税)の均等割が計算されている事を確認

均等割に金額が入っていない場合は、事業所情報の住所欄が正しく入力できているか確認してください

法人特別事業税が計算されている事を確認

規格A・セピア色 (第三号・第十号の二関係)

関係税理士名

b. 第二十号様式 ～市町村役場を設定する

第二十号様式では市町村役場を設定します。
所轄の市町村役場は、郵送される申告書・納付書等で確認できます。

！第二十号様式は、東京23区のみには事業所がある場合は不要となります。

作成中の申告書

国税

- 別表一青色申告
- 別表一次葉
- 別表二
- 別表四（簡易）
- 別表五（一）
- 別表五（二）
- 別表六（二十）
- 別表六（二十）
- 別表十五
- 別表十六（一）

地方税

- 第六号様式
- 第二十号様式

添付書類

- 法人事業概況
- 適用額明細書

税務代理書面

納付書

- 法人都道府県民税納付書
- 法人市町村民税納付書

多摩市

共通項目設定

申告先・整理番号設定

納付状況

最終連携日時: 2024年11月15日 11:32:16

必須 確認

ここでは、提出先の市町村を選択します。ガイドのお手本を見ながら確認しましょう。

該当するガイドを見る

申告先・整理番号設定

事業所住所 申告先 必須 整理番号

東京都: 多摩市 多摩市

保存 閉じる

所轄の市町村役場を選択

法人番号 1234567890123

申告年月日 年 月 日

1. 法人税の令和 年 月 日

2. 法人税の令和 年 月 日

の修正申告書の提出による。

の更正・決定・再更正による。

事業種目

期末現在の資本金の額
又は出資金の額

期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

兆 十億 百万 千 円

詳細は
ガイドへ

c. 第二十号様式 ～住民税(市町村民税)の金額を確認する

第二十号様式は住民税の市町村民税を計算します
繰越欠損金と相殺後も所得があり、法人税が発生していれば、表の2か所に税額が算定されます

令和 3 年 4 月 1日から令和 4 年 3 月 31 日までの 事業年度分又は 通算事業年度分 の市町村民税の 確定 申告書									
格A4・セピア色 (第十条関係)									
課税標準		税額 (円)							
① (使 途 秘 匿 金 税 額 等) 法人税法の規定によって計算した法人税額		210000							
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額									
還付法人税額等の控除額									
退職年金等積立金に係る法人税額									
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額		210000		6		12600			
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑤×④)		000							
市町村民税の特定寄附金税額控除額									
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額									
外国の法人税等の額の控除額									
仮装経理に基づく法人税割額の控除額									
差引法人税割額 ⑤-⑦-⑧-⑨-⑩又は⑥-⑦-⑧-⑨-⑩						12600			
既に納付の確定した当期分の法人税割額						00			
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額									
この申告により納付すべき法人税割額 ⑪-⑫-⑬						12600			
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	12	月	円× $\frac{12}{12}$			50000		
	既に納付の確定した当期分の均等割額					00			
	この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑯					50000			
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑭+⑮						62600			
⑭のうち見込納付額						⑳			
差 引 ⑰-㉑						62600			

当期の法人税額
この金額がゼロ出会った場合、法人税割は発生せず、均等割のみが発生する

住民税(市町村民税)の法人税割が計算されている事を確認

住民税(市町村民税)の均等割が計算されている事を確認

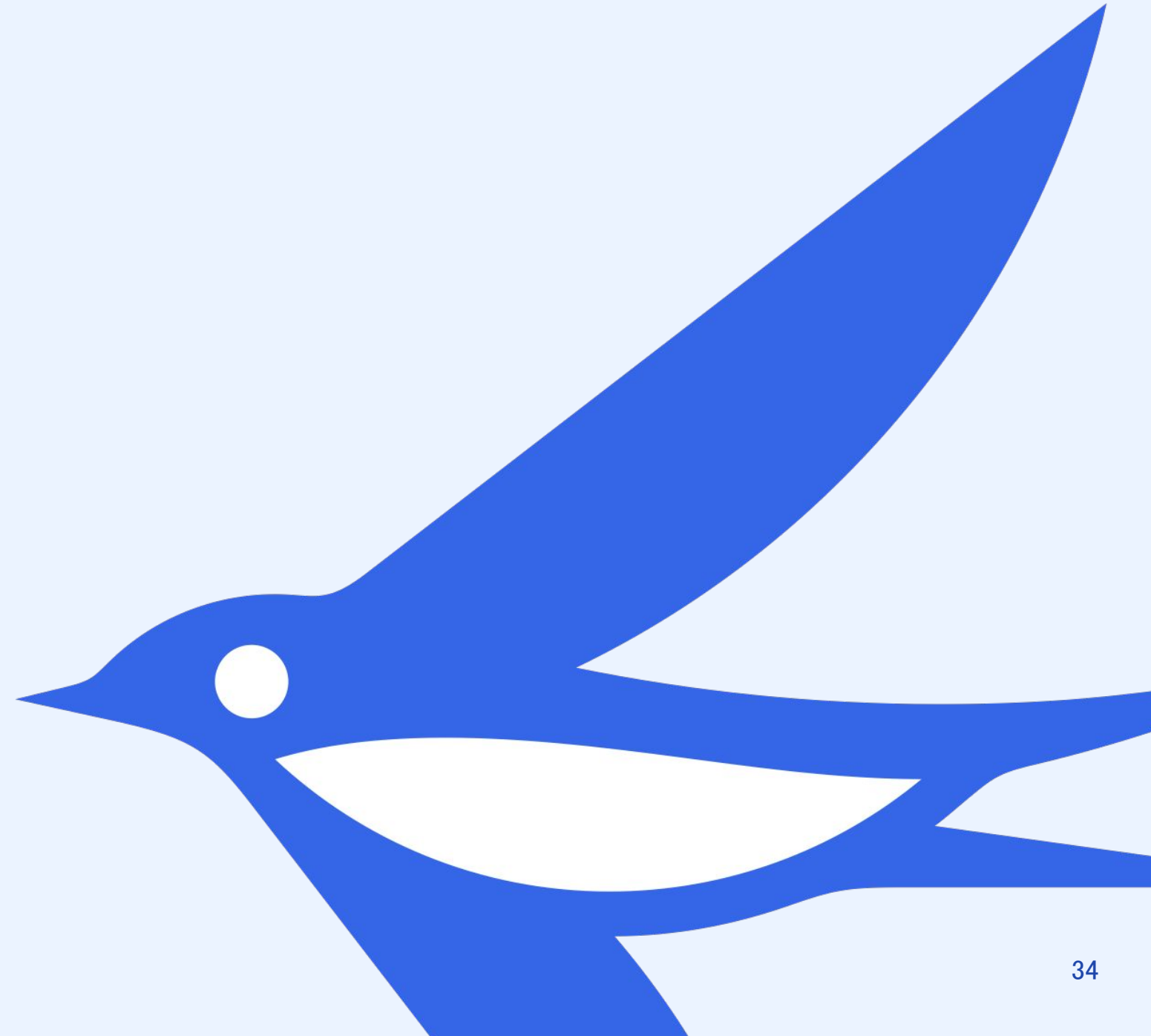
！
均等割に金額が入っていない場合、市町村のデータを取得できていない可能性があるため、ガイドに沿って手入力が必要です

Section4.

税額調整を行う

このセクションのポイント

- 税額調整は、複雑な税金仕訳をfreee会計に自動反映させる、freee申告の目玉機能の一つです。
- 税額調整は、freee会計の年度締めをする前に実施します。
- 税額調整後に会計側で追加作業を行うのは原則NGです。やむを得ず会計で修正等を行う場合、必ずfreee申告で税額調整をやり直してください。



a. 税額調整を行う ～利益確認

まず最初にfreee会計の当期純利益と、freee申告の「当期利益又は当期欠損の額」が一致していることを確認します。

法人税 - 確定申告 2021-01-01 ~ 2021-12-31

申告スタンダードプラン ツバメ株式会社

申告一覧

基本情報

事業所情報

申告書

税額調整

決算書

電子申告送信

電子申告結果一覧

税額調整

メニューの「税額調整」をクリック

税額調整を始める前に

・ 税額調整中または税額調整後にfreee会計・freee申告の入力内容を変更すると、税額調整した金額が納付状況の金額とずれてしまいます。

・ 変更した場合は、税額調整をはじめてからやり直してください。

1

freee会計とfreee申告のデータ一致を確認しましょう

freee会計の「当期純利益」と、freee申告の別表四の「当期利益又は当期欠損の額」が一致しているかを確認します。

一致していない場合は、税額の算定に支障があるため再度freee会計の最新のデータと連携してください。

一致しています。

freee会計	損益計算表：当期純利益	342,100円
freee申告	別表四：当期利益又は当期欠損の額	342,100円

次へ

一致が確認できたら
クリック

金額が一致しない場合は、会計情報連携の画面になります。連携後に一致が確認できましたら次のステップへ進んでください。

クリックする事で会計と連携

会計データと連携

一致していません。最新の会計データを連携してください。

freee会計	損益計算表：当期純利益	342,100円
freee申告	別表四：当期利益又は当期欠損の額	242,100円

詳細は
ガイドへ

35

a. 税額調整を行う ～税額の登録と申告書の更新

利益の一致が確認されたら、税額確認のページに遷移します。
申告freeで算定した税額をfree会計側に反映させる事で、損益計算書の数字が確定します。

1 1 自由帳 free会計とfree申告のデータ一致を確認しましょう

2 2 自由帳 税額をfree会計に登録し、申告書を更新しましょう

それぞれの税額が計算されている事を確認

1.当期に納付する金額

当期に納付する金額とその内訳を確認してください。

合計 194,300円										
法人税	地方法人税	事業税 所得割	事業税 付加価値割	事業税 資本割	特別法人事業税	都道府県民税 (法人税割)	市町村民税 (法人税割)	都道府県民税 (均等割)	市町村民税 (均等割)	
80,400円	8,200円	18,700円	0円	0円	6,900円	800円	4,800円	20,000円	54,500円	

2.free会計に登録する仕訳

下記を未決済取引としてfree会計へ登録し、同時に申告書も最新の決算書に合うように更新します。

借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額	備考

・ 中略

登録と更新

クリックしてfree会計に上記内容の取引を登録し、free申告の申告書も更新

詳細は
ガイドへ

a. 税額調整を行う ～完了

free会計とfree申告のデータにずれがなく、別表四に正しく数字が反映されている事が確認できたら完了です。

3

税額調整の完了

正しく税額調整できているか確認しましょう。

1. 決算書の「当期純利益」と別表四「当期利益又は当期欠損の額」の金額の一致

☒ 一致しています

free会計	損益計算表：当期純利益	342,100円
free申告	別表四：当期利益又は当期欠損の額	342,100円

2. 取引登録した税額と申告書の別表四「損金経理した納税充当金」の一致

☒ 一致しています

free申告	算出された税額	194,300円
free会計	取引登録した税額	194,300円
free申告	別表四：損金経理した納税充当金	194,300円



完了日時 2025年04月24日 18:08:14

申告書やfree会計の決算データを変更した場合は、もう一度税額調整をやり直してください。



金額が一致しない場合は、画面左下の「税額調整をやり直す」を押してから再度税額調整をやり直してください。

1. 決算書の「当期純利益」と別表四「当期利益又は当期欠損の額」の金額の一致

一致していません。税額調整をはじめからやり直してください。

free会計	損益計算表：当期純利益	342,100円
free申告	別表四：当期利益又は当期欠損の額	242,100円

2. 取引登録した税額と申告書の別表四「損金経理した納税充当金」の一致

一致していません。税額調整をはじめからやり直してください。

free申告	算出された税額	149,500円
free会計	取引登録した税額	194,300円
free申告	別表四：損金経理した納税充当金	94,300円

税額調整をやり直す

決算書 →

税額調整中や税額調整後に、free申告やfree会計に変更があった場合は、必ずSTEP1からやり直してください



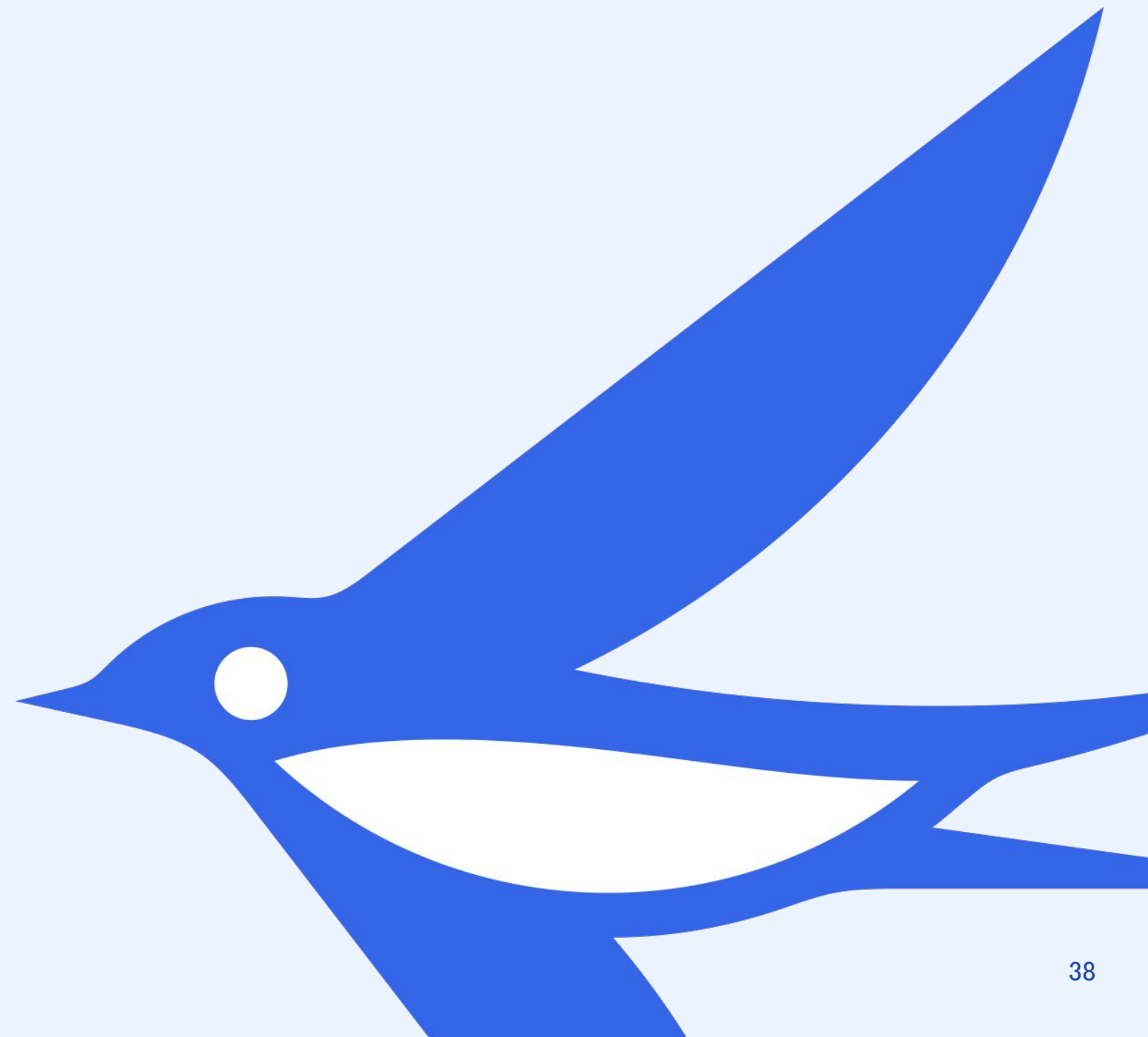
詳細は
[ガイド](#)へ

Section5.

国税（法人税）の添付資料を作成する

このセクションのポイント

- 添付書類とは、税額には直接関係が無いものの税務署に提出が必要な書類です
(税額の計算はSection04までの手続きで完了です)
- 税額に関係のない資料とはいえ、提出が漏れると税務署から指摘が入る事もあるので気を付けましょう



a. 添付書類(法人事業概況説明書)を作成する

法人事業概況説明書とは、税務署に法人の業務内容や業況を説明する為の書類です。
会計数値はfree会計から連携されますが、事業内容等の情報は手入力が必要になります。

月別売上高等の連携をする

クリック

該当あれば記載

「有・無」については、
いずれかを選択

free申告の「消費税申告書」で金額を確認し、記入

- ・一般課税の方：
付表の「課税売上額(税抜)」と「免税売上額」の合計
- ・簡易課税の方：
第一表の「この課税期間の課税売上高」の金額
- ・2割特例を適用の方：
消費税区分基礎データ一覧の(課税売上と免税売上
上の税抜金額の合計)－(課税売上と免税売上にか
かる対価の返還の税抜金額の合計)の金額

この欄は「会計連
携」により自動更
新

この欄は「月額売
上高等の連携を
する」により自動
更新

詳細は
ガイドへ

b. 適用額明細書を作成する

適用額明細書は、【中小企業者等の法人税率の特例】等の税額等を減少させる措置法の適用を受ける場合に、その措置法の条項や適用額を記載して提出する資料です。「適用額の同期」をクリックすれば自動作成されます。

適用額の同期

クリック

様式第一

FB4011

令和 年 月 日

自 平成 3 年 4 月 1 日

至 平成 4 年 3 月 31 日

事業年度分の適用額明細書
(当初提出分・再提出分)

住所

大阪府大阪市都島区東野田町1丁目5番14号

税務署名称

税務署名称

納税地

大阪府大阪市都島区東野田町1丁目5番14号

郵便番号

03 1111 3333

電話番号

(フリガナ)

株式会社フリータックス

提出枚数

うち

枚

法人名

株式会社フリータックス

事業年度

業種番号

法人番号

7 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

提出年月日

年 月 日

代表者の
署名又は
捺印

代表者の
印

代表者の
住所

1 4 0 0 0 0 0 0

代表者の
電話番号

租税特別措置法の条項

区分番号

適用額

第 42 条 3の2 第 1 項 第 1 号

0 0 3 8 0

1 4 0 0 0 0 0 0

第 条 第 項 第 号

!

特定の措置法の適用がない場合は、画面上部に以下のようなメッセージが表示されます。
なお、適用がなければ書類の提出は不要です。

✓

特例の適用を受けている項目はありませんでした。

適用している条項と金額が自動で反映

詳細は
ガイドへ

c. 勘定科目内訳明細書を作成する

勘定科目内訳明細書は、各勘定科目の内訳を内容別・取引先別等で記載した書類です。
主要な科目の残高はfreee会計から自動連携されます。

会計側にもこの書類の作成機能がありますが、必ずreee申告側から作成してください
(特に電子申告を行う場合はreee申告から作成する事が必須となります)

[illegible]

freee会計を更新した
場合はクリック

連携されない
定性情報は
直接入力

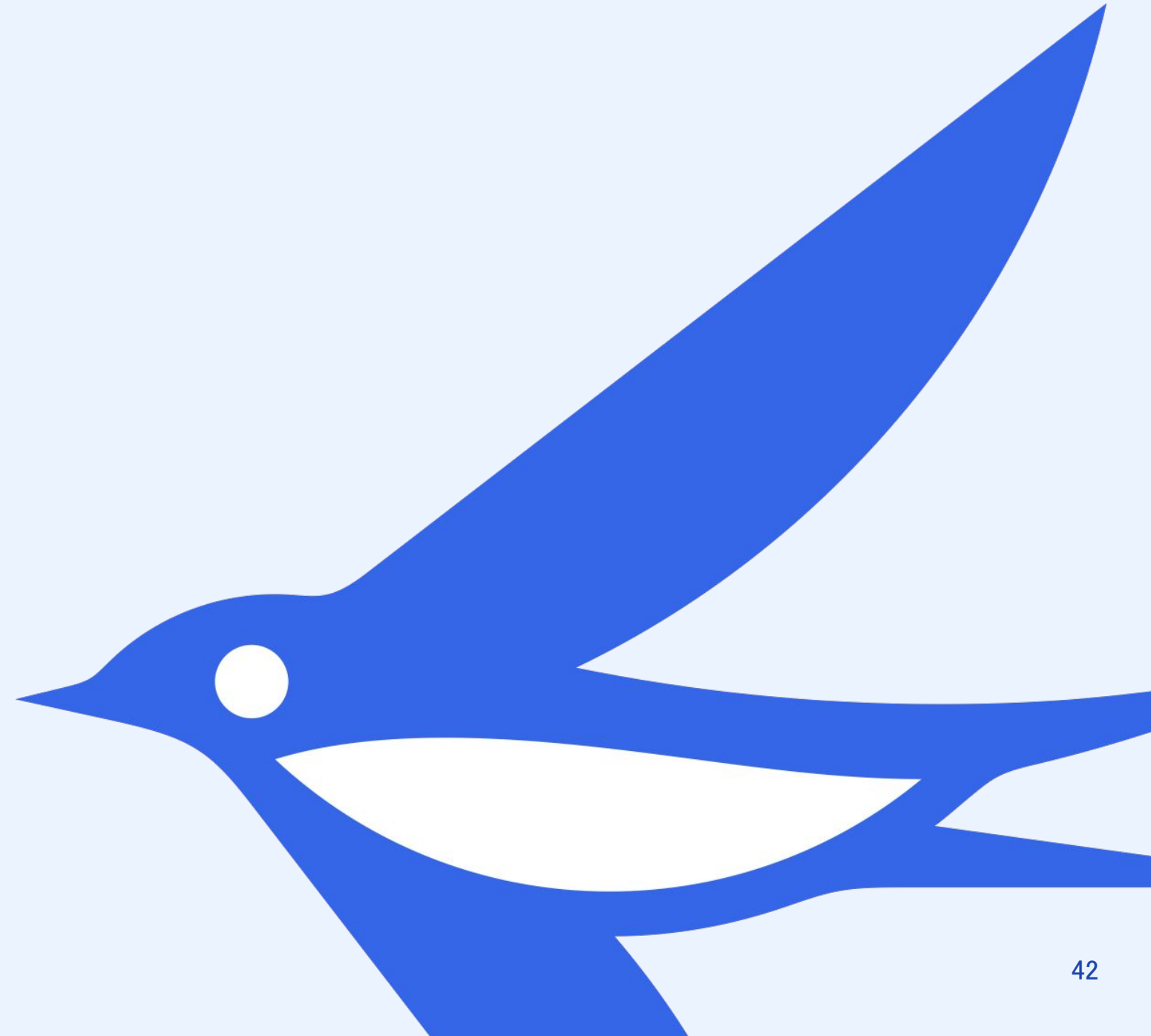
詳細は
ガイドへ

Section6.

申告書の最終チェックを行う

このセクションのポイント

- free申告で税額を間違える原因の殆どは、計算の基礎となる基本情報の誤りか、free会計とfree申告のデータの間に情報のズレによるものです
- このセクションで挙げている項目を全て確認する事で、基本情報の誤りやデータ間のズレを解消できます





正しく申告書は作成できていますか？ 最終チェック！

別表一

事業年度は正しいですか？

NO

freee会計の [事業所の設定](#) から会計期間を変更し、申告書を再度新規作成します。

OK!

別表四

1欄「当期利益又は当期欠損の額」が「損益計算書の当期純利益」と一致していますか？

NO

申告書の連携時点が古い可能性があります。再度連携して更新が必要です。連携方法は[こちら](#)。

OK!

別表五 (一)

25欄「繰越損益金」の④が、貸借対照表の「その他利益剰余金」と一致していますか？
(別途積立金は除く)

NO

25「繰越損益金」の①が未入力になっている場合、入力が必要です。

26欄「納税充当金」の④が、貸借対照表の「未払法人税等」と一致していますか？

NO

こちらは別表五(二)と連携しています。一致していない場合は税額調整をやり直してください。

32欄「資本金」の④が、貸借対照表の期末の「資本金」と一致していますか？

NO

32欄「資本金」の①～③が未入力になっている場合、入力が必要です。

OK!

別表五 (二)

7欄「道府県民税」の①列「期首未納税額」に前年度の住民税(道府県民税)の値がありますか？

NO

この欄は必ず値が入る箇所です。未入力の場合は前年の別表五(二)等を確認の上、入力が必要です。

OK!

六号様式 二十号様式

「この申告により納付すべき均等割額」に値がありますか？

NO

事業所情報は正しく登録されていますか？支店がある場合、支店の情報も登録が必要です。登録方法は[こちら](#)。

OK!

二十号様式

(東京23区以外に事業所がある場合のみ)
5欄もしくは6欄の税率は正しいですか？

NO

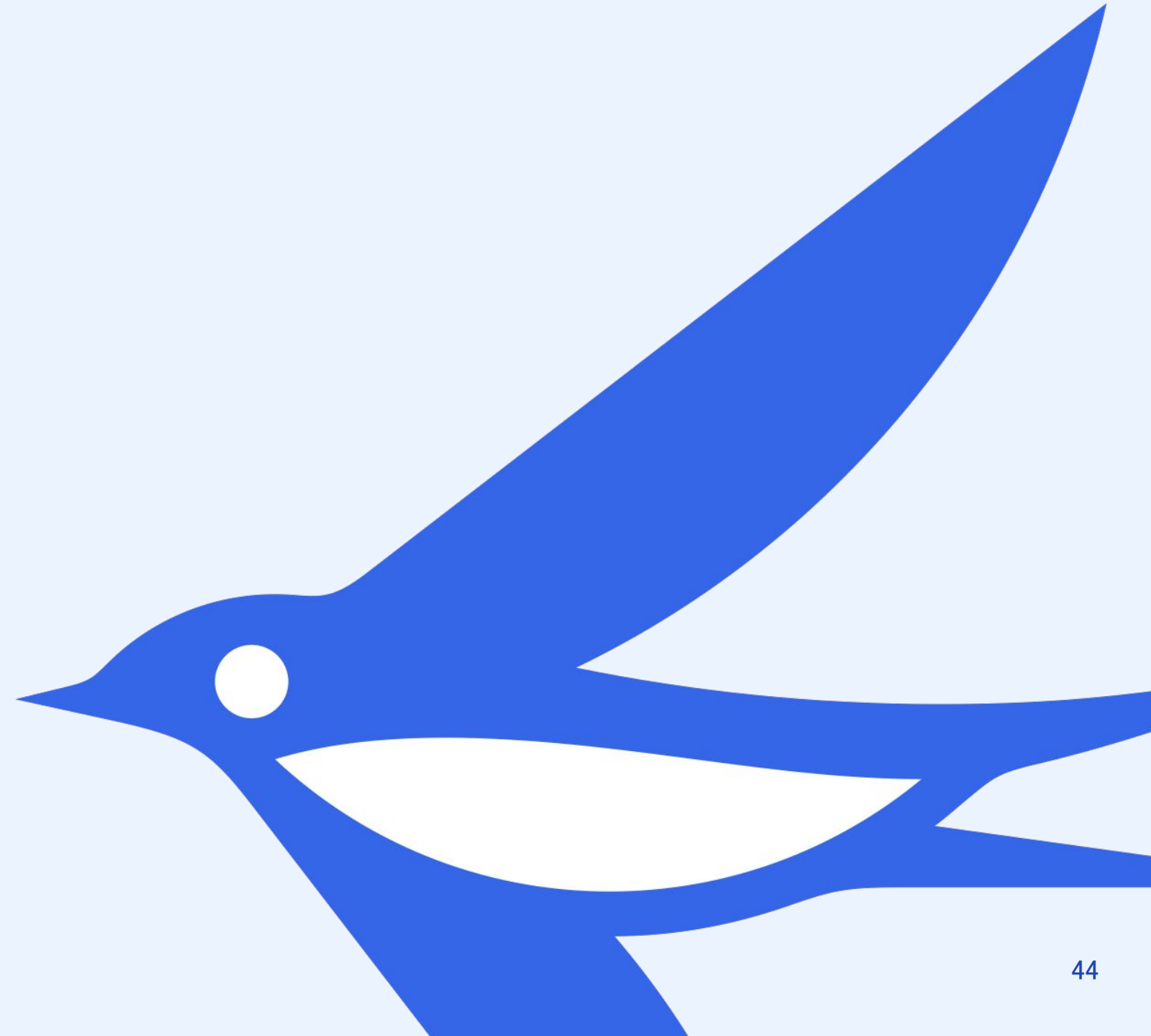
市町村のホームページの税率表との一致を確認します。確認方法は[こちら](#)。

Section7.

決算書を作成する

このセクションのポイント

- 紙で提出する場合と電子申告する場合では、決算書の作成方法が異なります
- 紙で提出する場合は、全てfreee会計側で行います
- 電子申告を行う場合は、freee会計側で行う作業は一ヶ所だけで、他の作業は全てfreee申告側で行います



【紙で提出する場合】出力用の決算書をfreee会計で作成する

freee会計の「決算申告」→「決算書」から決算書の出力設定を行い、保存します。

決算書の作成

年度
2024年09月01日～2025年08月31日

出力した決算書一覧

Step 3

PDF出力する場合はこちらをクリック

プレビュー・調整

決算書の出力設定 (2024年09月01日～2025年08月31日)

出力基本設定	内容	説明
会社の形態	株式会社	合同会社の場合、「株主資本」を「社員資本」に変更します。 「株主資本等変動計算書」を「社員資本等変動計算書」に変更します。 個別注記表の例文は、重要な会計方針に係る事項に関する注記のみ表示します。

出力する決算書	出力形式	編集
表紙	出力しない	決算書表紙タイトル 決算報告書 ☐ 表紙に事業所名と住所を表示 住所
貸借対照表	報告式(今期のみ)	
損益計算書	freee形式	赤字の場合の表示方法 ☒ 当期純利益のマイナス ☐ 当期純損失 売上原価等の表示方法 ☐ 小分類のみ ☐ 決算書表示名のみ ☒ 小分類 + 決算書表示名
販売費および一般管理費明細書	freee形式	
株主（社員）資本等変動計算書	freee形式(縦)	株主（社員）資本等変動計算書の編集
個別注記表	自由記述形式	個別注記表の編集

出力オプション	内容
期間表示形式	年：年度表示 日付：西暦表示
改ページ	☐ 区分がページをまたぐ場合は次ページに表示する
ページ番号	☐ ページ番号を出力する

決算書の出力設定を保存する

Step 2

設定完了後
クリック

Step 1

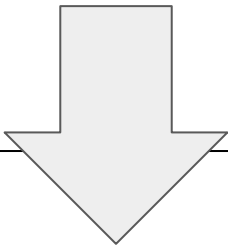
初期設定では「出力しない」になっている
⇒・株主資本等変動計算書 :freee形式(縦)
・個別注記表:自由記述方式
に、それぞれ変更

詳細は
ガイドへ

【紙・電子共通】freee会計の情報を株主資本等変動計算書に反映させる

株主資本等変動計算書にfreee会計の情報を反映させるため、「B/S残高取得」をクリックします。
この作業は、電子申告する場合も予め行う必要がある点、ご注意ください

株主（社員）資本等変動計算書	freee形式	株主（社員）資本等変動計算書の編集	クリック
個別注記表	自由記述形式	個別注記表の編集	



株主（社員）資本等変動計算書の編集

B/S残高取得

当期首残高・当期末残高の前回取得日: 2020年 02月 20日 13:17:42

保存

残高取得に関しては留意点がございますので、詳しくは [ヘルプページ](#) の「株主資本等変動計算書をfreeeで作成する」をご参照ください。

当期変動額 内訳項目の編集

	株主資本					
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金			
			資本準備金			
					繰越利益剰余金	
当期首残高	70,000,000	0	20,380,000	0		25,755,117

【電子申告を行う場合】電子申告用決算書を作成する

電子申告を行う場合、e-Taxの規格に合わせた決算書の作成が必要となります。
freee申告の「決算書」→「電子申告用の決算書」からfreee会計との連携を行います。

電子申告用決算書

PDF出力

freee会計との連携は、各書類ごとに行う

貸借対照表

損益計算書

製造原価報告書

株主資本等変動計算書

個別注記表

貸借対照表を保存

freee会計の貸借対照表を連携

freee会計の情報が連携される

絞り込み

値の存在する科目のみ表示

名称	金額
貸借対照表	
資産の部	3,158,487
流動資産	1,986,936
現金及び預金	1,016,235 円
売掛金	490,876 円
その他の当座資産	15,057 円
前払費用	454,320 円
仮払消費税等	10,448 円
固定資産	1,171,551

詳細はガイドへ

【電子申告を行う場合】電子申告用決算書を作成する

freee会計で勘定科目を追加している場合はe-Taxの定義に対応した勘定科目名称にマッチングさせる必要があります。

電子申告用決算書

PDF出力

貸借対照表 損益計算書 製造原価報告書 株主資本等変動計算書 個別注記表

貸借対照表を保存 勘定科目の連携設定 会計freeeの貸借対照表を連携

⚠ 会計freeeとの連携に失敗した勘定科目が6件あります。勘定科目の再設定をしましょう。

再設定する

勘定科目の再設定をする

独自で作成した決算書表示名	設定先
みずほ	普通預金
工具器具備品	未設定

独自で作成した決算書表示名のe-Tax用の設定をしてください。

決算書表示名

みずほ

カテゴリ

貸借対照表 > 資産の部 > 流動資産 > 現金及び預金 > みずほ

編集する

e-tax用勘定科目

普通預金

預金

☐ 流動資産

☐ 現金及び預金

☐ 現金

☐ 小口現金

☐ 預金

☐ 当座預金

☐ 郵便振替貯金

☒ 普通預金

勘定科目の設定を反映

閉じる

freee会計で新たに決算書表示名を追加している場合は、連携に失敗となるため、「再設定する」をクリック

対応する勘定科目を選択

設定完了後クリック

検索語句で勘定科目を検索できる

詳細はガイドへ

【電子申告を行う場合】株主資本等変動計算書の作成における注意点

株主資本等変動計算書は、変動事由については連携対応していません。
freee会計から連携後、当期変動額合計に一致するように手入力を行います。

電子申告用決算書

freee会計の決算書

PDF出力

貸借対照表

損益計算書

製造原価報告書

株主資本等変動計算書

個別注記表

株主資本等変動計算書を保存

freee会計の情報を連携

freee会計の株主資本等変動計算書を連携

絞り込み

☐ 値の存在する科目のみ表示

名称	金額
株主資本等変動計算書	
株主資本	
資本金	
当期首残高	10,000,000 円
当期変動額	
新株の発行	10000000 円
新株の発行（新株予約権の行使）	円

【電子申告を行う場合】個別注記表の作成における注意点

個別注記表はfreee会計から連携することができないため、設定内容欄に手入力します。

電子申告用決算書

freee会計の決算書

PDF出力 ▼

貸借対照表

損益計算書

製造原価報告書

株主資本等変動計算書

個別注記表

個別注記表を保存

🔍 絞り込み

☐ 値の存在する科目のみ表示

名称	設定内容
個別注記表	
継続企業の前提に関する注記	
重要な会計方針に係る事項に関する注記	
資産の評価基準及び評価方法	
有価証券の評価基準及び評価方法	総平均法による原価法（貸借対照表額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用
たな卸資産の評価基準及び評価方法	最終仕入原価法を採用しています。 （会計方針の変更）
固定資産の減価償却の方法	

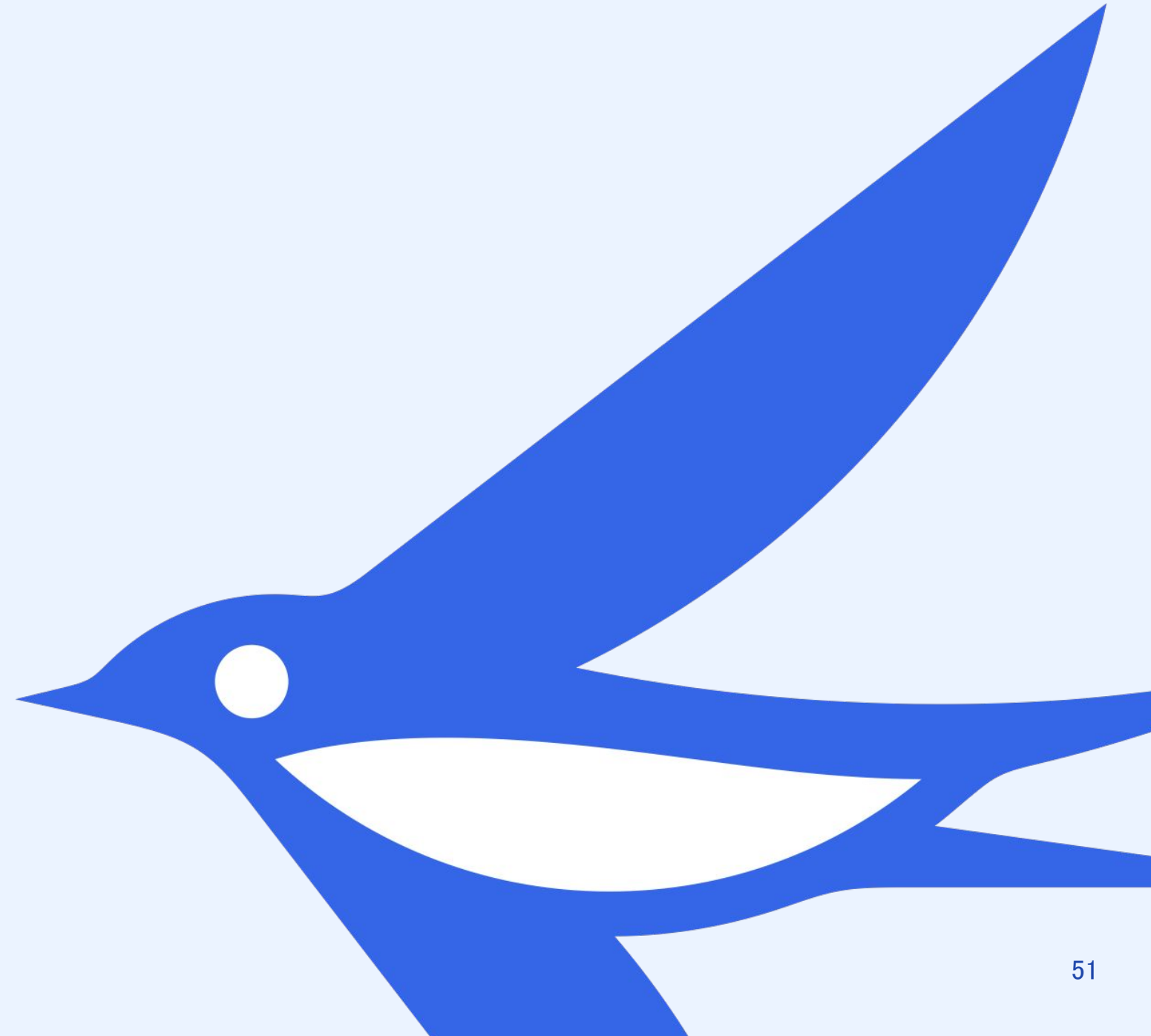
必要に応じて
手入力

Section8.

申告書を提出・納税する

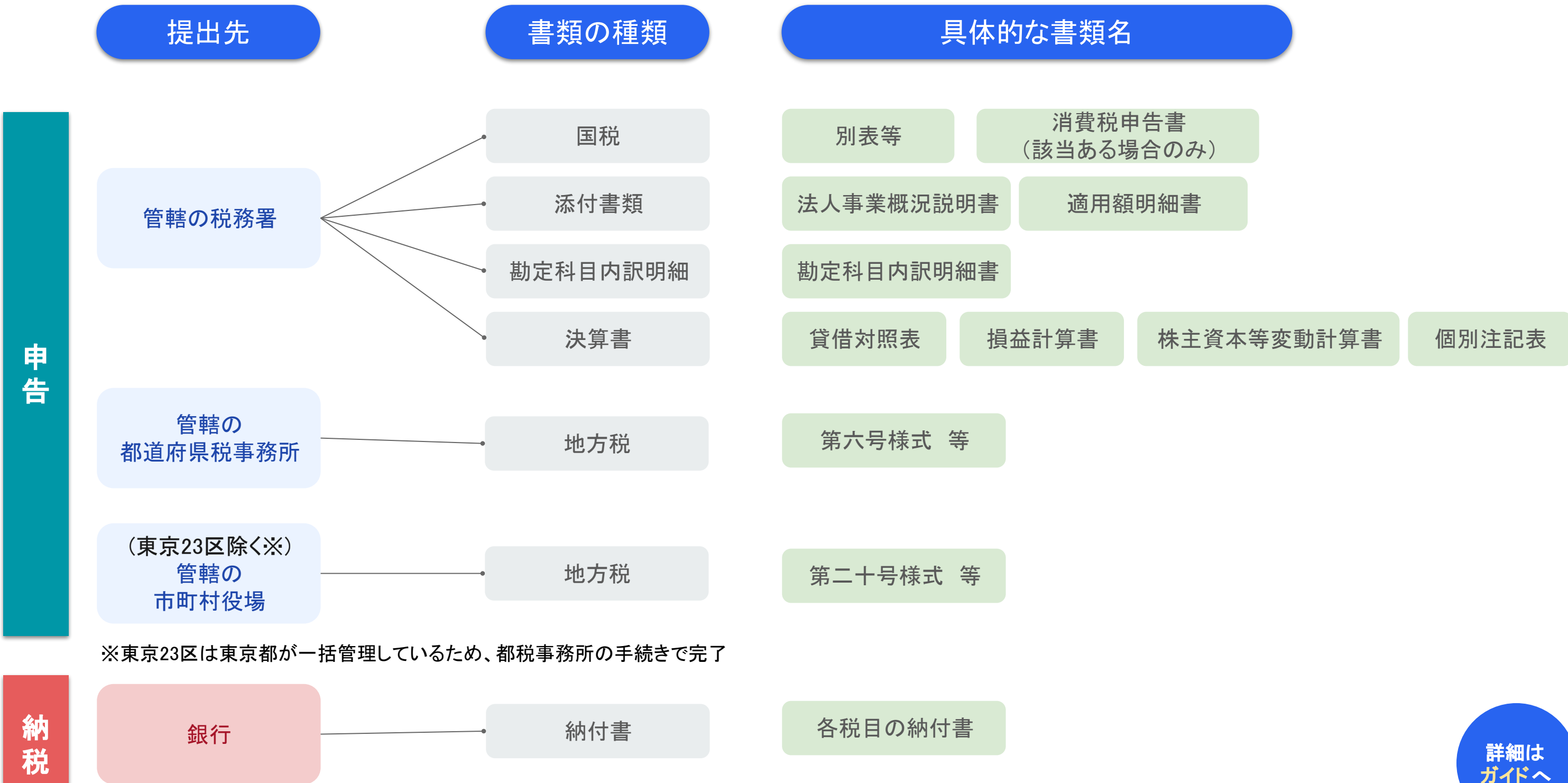
このセクションのポイント

- 申告・納税は決算日から原則2か月以内に行う必要があります、2ヶ月を超過すると延滞税等が発生します
- 法人の申告においては、国税・地方税でそれぞれ提出する資料と提出先が異なりますのでご注意ください



a. 【紙・電子共通】書類毎の提出先を確認する

書類の提出には、電子申告、郵送、税務署への持ち込む方法の3種類がありますが、提出先は何れも以下の通りです。



詳細は
ガイドへ

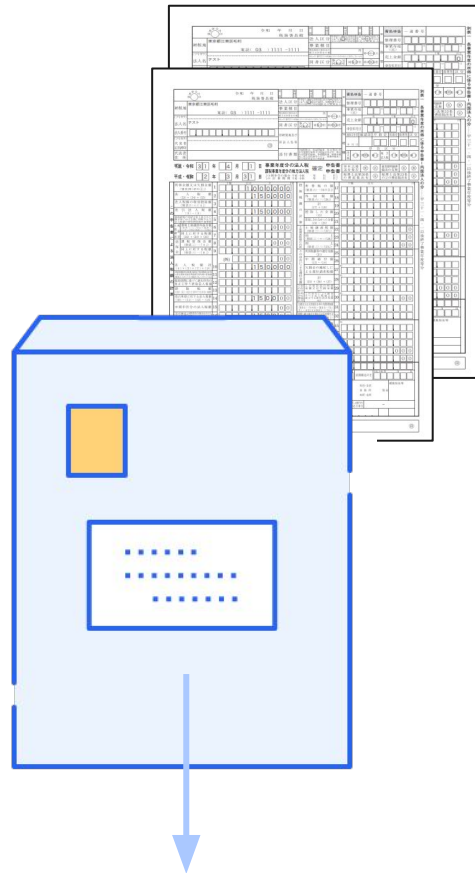
b.【紙で申告する場合】申告書を提出する

紙で提出する場合は、申告書等は提出用と控えの2部を一式印刷し、左側をホチキス留めしてファイルします。
郵送で提出する際は、申告書等の正本(提出用)を送付してください。

別表・添付書類・決算書等

第六号様式等

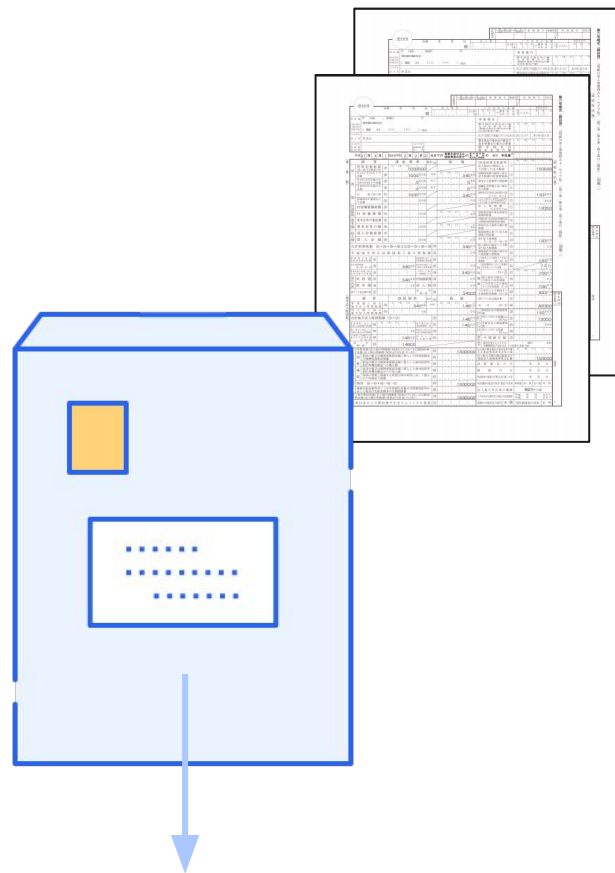
第二十号様式等
* 東京23区以外に会社がある場合



〒108-8622
港区高輪3-13-22
品川税務署御中

法人税確定申告書在

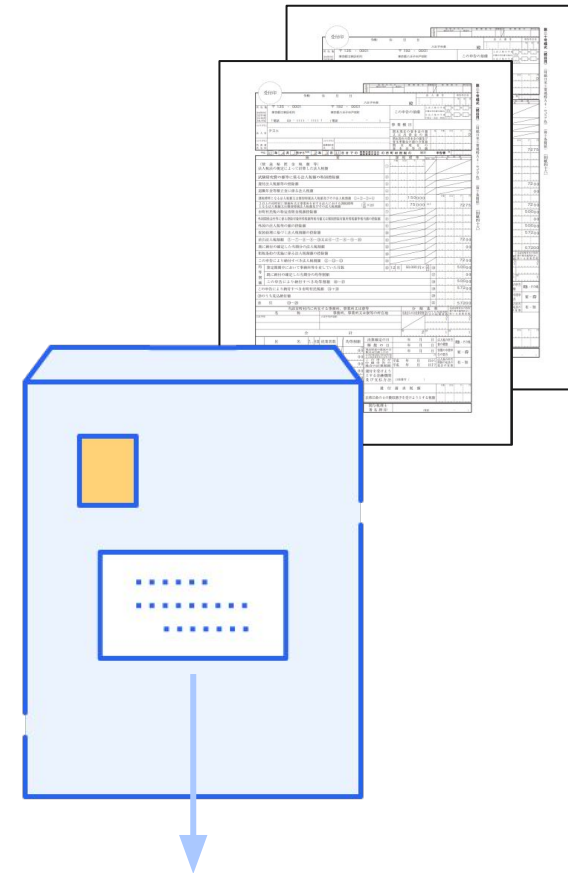
中



〒140-8716
品川区広町2-1-36
品川都税事務所御中

地方税確定申告書在

中



〒192-8501
八王子市元本郷町3-24-1
八王子市役所御中

地方税確定申告書在

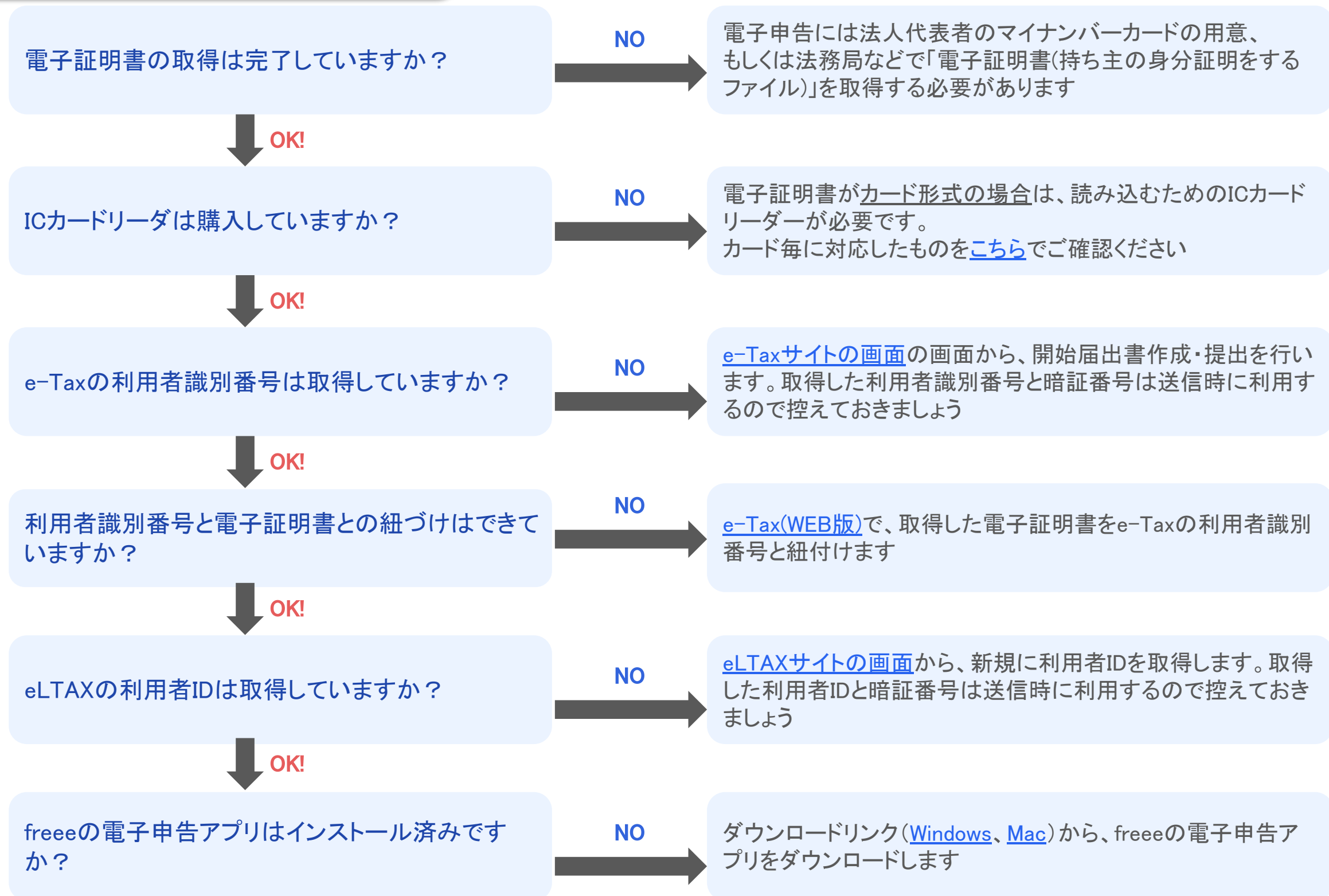
中

詳細は
ガイドへ

c. 【電子申告を行う場合】事前準備を行う

電子申告には事前準備が必要です。特に電子証明書は取得に日数がかかりますので、1週間は余裕を持って準備しておきましょう。[電子申告開始ナビ](#)を利用すると、以下の事前準備をスムーズに行うことができます。

事前準備のチェック表



詳細は
[ガイド](#)へ

c. 【電子申告を行う場合】申告書を提出する

マイナンバーカード読み込みをスマートフォンで行う場合、「スマートフォン」を選択します。操作詳細は[こちら](#)。

マイナンバーカード読み込みをカードリーダーで行う場合、「パソコン」を選択します。操作詳細は[こちら](#)。

The screenshot shows the '法人税 - 確定申告' (Corporate Tax - Final Return) interface. The left sidebar contains a menu with items: 申告一覧, 基本情報, 事業所情報, 申告書, 税額調整, 決算書, 電子申告送信 (highlighted with a red box and a callout 'ここからメニューに入る'), and 電子申告一覧. The main content area has three sections:

- 方法を選択する (Select Method):** A red callout box points to the 'どちらの方法で電子申告するか選択しましょう' (Which method to use for e-filing) section. It contains radio buttons for 'スマートフォン' (selected) and 'パソコン'. Below it, text says '電子申告を完了するためにインストールが必要なソフト・アプリなどがありますので、必ず確認し、準備を整えてから進みましょう。' (To complete e-filing, there are software/apps that need to be installed, so please confirm and prepare before proceeding.) and a link '必要なものを確認'.
- 提出前のチェックをしましょう (Check before submission):** A red callout box points to the '提出前にチェックをしましょう' (Check before submission) section. It lists a requirement: '別表五（二） 損金経理をした納税充当金が空欄です。必ず入力しましょう。' (Table 5-2: Deduction management tax payment is blank. Please input.) with a link '別表五（二）に入力'. Below is a warning: '⚠️ その他申告書のチェック項目を確認しましたか？税額に影響する箇所なので最終チェックしましょう。' (Check other items in the return? Tax amount is affected, so final check.) with a 'チェックする' link.
- 送信する税目のみチェックを入れる (Check only the taxes to be transmitted):** A red callout box points to the '電子申告する税目を選択しましょう' (Select taxes to e-file) section. It says 'チェックすると電子申告対象の税目のカードが表示されます。各税目カードの税目だけ送信されます。' (Checking shows cards for e-filing taxes. Only the taxes on each card are transmitted.) Below are three checked checkboxes: '法人税', '都道府県民税・事業税・特別法人事業税', and '市町村民税'.

c. 【電子申告を行う場合】申告書を提出する

申告対象となる各税目で「送信チェック」をクリックし、送信準備を完了していきます。

スマートフォンで申告する場合は、画面下部の「QRコードを表示する」ボタンをクリックします。操作は[こちら](#)。

パソコンで申告する場合は、画面下部の「送信（電子申告アプリが起動します）」をクリックします。操作は[こちら](#)。

法人税 未チェック

1. 申告書類の設定をしましょう

☒ 財務諸表を含める [財務諸表の設定へ](#)（※財務諸表を送信する場合は必ずこちらからの設定）

☐ 本日を提出日にする ?

チェックを入れる

2. 書類を添付しましょう

e-Taxで申告、申請・届出等を行う場合、必要な書類を電子データまたは郵送で提出する必要があります。
[freeeでPDF（イメージデータ）を添付して電子申告する](#)(freeeヘルプセンター) [🔗](#)

電子データの添付

添付書類（合計14MB）	添付書類名称	備考
+ 追加		

電子申告未対応の書類(PDF)を送信したいときは「追加」をクリック

3. 提出する申告書を確認しましょう

申告対象の帳票を確認

4. 申告に必要な基本情報を確認しましょう

提出先・届出情報に誤りがないか必ず確認してください。修正が必要な場合は基本情報から変更できます。

所轄税務署: ○○○ 税務署
納税者識別番号(e-Tax):
法人番号:

5. 電子申告エラーがないかチェックしましょう

送信チェック

クリック

d. 【電子申告を行った場合】電子納税する(e-Tax)

インターネットバンキングを利用し、e-Taxの画面から電子納税を行う方法をご案内します(国税のみ。地方税は次ページ参照)。電子納税は、電子申告したことが前提となります。また[利用可能な金融機関](#)のインターネットバンキング口座が必要です。

1 国税電子申告・納税システム(e-Tax)

へログインします。
e-Taxの利用者識別番号と暗証番号が必要です。

2 メッセージボックス一覧の確認画面へ移動します。

3 受信メッセージのうち「納付情報登録依頼」をクリックします。

4 「インターネットバンキング」をクリックします。

5 e-Gov電子納付画面に遷移するので、ご利用の金融機関の画面に移動し、納税を行います。

受信メッセージ
11件のメッセージが格納されています。

過去分表示 ゴミ箱表示

先頭へ 前へ 1 / 1ページ 次へ 最後へ

格納日時	受付日時	受付番号	手続き名
2024/02/28 14:27:24	2024/02/28 14:27:23		☒ 消費税及び地方消費税申告(一般・法人)
2024/02/28 14:27:24	2024/02/28 14:27:23		☒ 納付情報登録依頼

電子納税

「ATMやインターネットバンキング、モバイルバンキング」をご利用の際に以下のとおり入力してください。
(控えを取るか、印刷されることをお勧めします。)

収納機関番号	00200
納付番号	利用者識別番号を入力してください。
確認番号	納税用確認番号を入力してください。
納付区分	
有効期限	令和05年04月24日
納付金額	1,388,700円

インターネットバンキングにより電子納税を行う方は、「インターネットバンキング」ボタンを押してください。

インターネットバンキング

d.【電子申告を行った場合】電子納税する(eLTAX)

インターネットバンキングを利用し、eLTAXの画面から地方税の電子納税を行う方法をご案内します。

電子納税は、電子申告したことが前提となります。また[利用可能な金融機関](#)のインターネットバンキング口座が必要です。

操作の詳細は[eLTAXによる動画](#)を参照ください。

1 **PCDesk(WEB版)**へログインします。

eLTAXの利用者IDと暗証番号が必要です。

2 「納税メニュー」→「納付情報発行依頼の確認・納付」へ進みます。

3 「納付情報一覧」画面で納付したい行に
☒を入れ、「次へ」をクリックします。

4 「納付・納入金額(総括表)」で金額を確認し、「次へ」をクリックします。

5 納付方法選択画面で「インターネットバンキング」を選択し、「次へ」をクリックします。

6 支払金融機関の選択画面になるので、
ご利用の金融機関の画面に移動し、
納税を行います。

納付情報一覧										
確認及び納付する納付情報を1つ選択し、「次へ」ボタンをクリックしてください。 削除したい納付情報がある場合は、納付情報を1つ選択し、「削除」ボタンをクリックしてください。 背景が灰色の納付情報は削除済みとなります。										
選択	No	納付状況	納付情報作成日時	手続名	まとめ納付見出し	見込・みなし	事業年度・期別等	納付・納入対象年月	納付方法(※1)	指定納付日
☒		納付可	2024/02/28 15:13	法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 確定申告	東京都品川都税事務所 長他 1 件		R05/01/01~R05/12/31			

納付方法選択

インターネットバンキングを利用する場合は「インターネットバンキング」、クレジットカードを利用する場合は「クレジットカード」、ダイレクト方式を利用する場合は「ダイレクト方式」を選択してください。
※ダイレクト方式が利用可能な口座の登録がない場合は、「ダイレクト方式」は選択できません。

納付方法選択

☒ インターネットバンキング
「次へ」ボタンをクリックしてください。 ※金融機関を選択するサイトへ遷移します。

☐ クレジットカード (納付可能額：9,999,999円まで)
「次へ」ボタンをクリックしてください。 ※「F-REGI公金支払い」サイトへ遷移します。
別途「F-REGI公金支払い」サイトのシステム利用料が発生します。

納付額	システム利用料
1円～10,000円	37円(消費税込40円)
10,001円～20,000円	112円(消費税込123円)
20,001円～30,000円	187円(消費税込205円)

以降、納付額10,000円ごとにシステム利用料75円(消費税別)が加算されます。

まとめ納付を行う場合と1件ずつ複数回納付を行う場合で、システム利用料が異なる場合があります。
お手続き後のお取消しはできないため、事前にご確認ください。
システム利用料は以下のリンクから試算することができます。
[システム利用料試算はこちら](#) ※「F-REGI公金支払い」サイトへ遷移します。
クレジットカードは下記ブランドロゴが付帯されたものが利用できます。

VISA Mastercard JCB American Express

次へ

税務署・都道府県税事務所・市町村から郵送される複写式の納付書に、税額を転記し、金融機関等で納付します。
※法人税・地方法人税の納付書は、税務署指定の3枚綴りの納付書でないと受付できないのでご注意ください

freeの画面

税務署指定の 納付書に転記

税務署指定の納付書

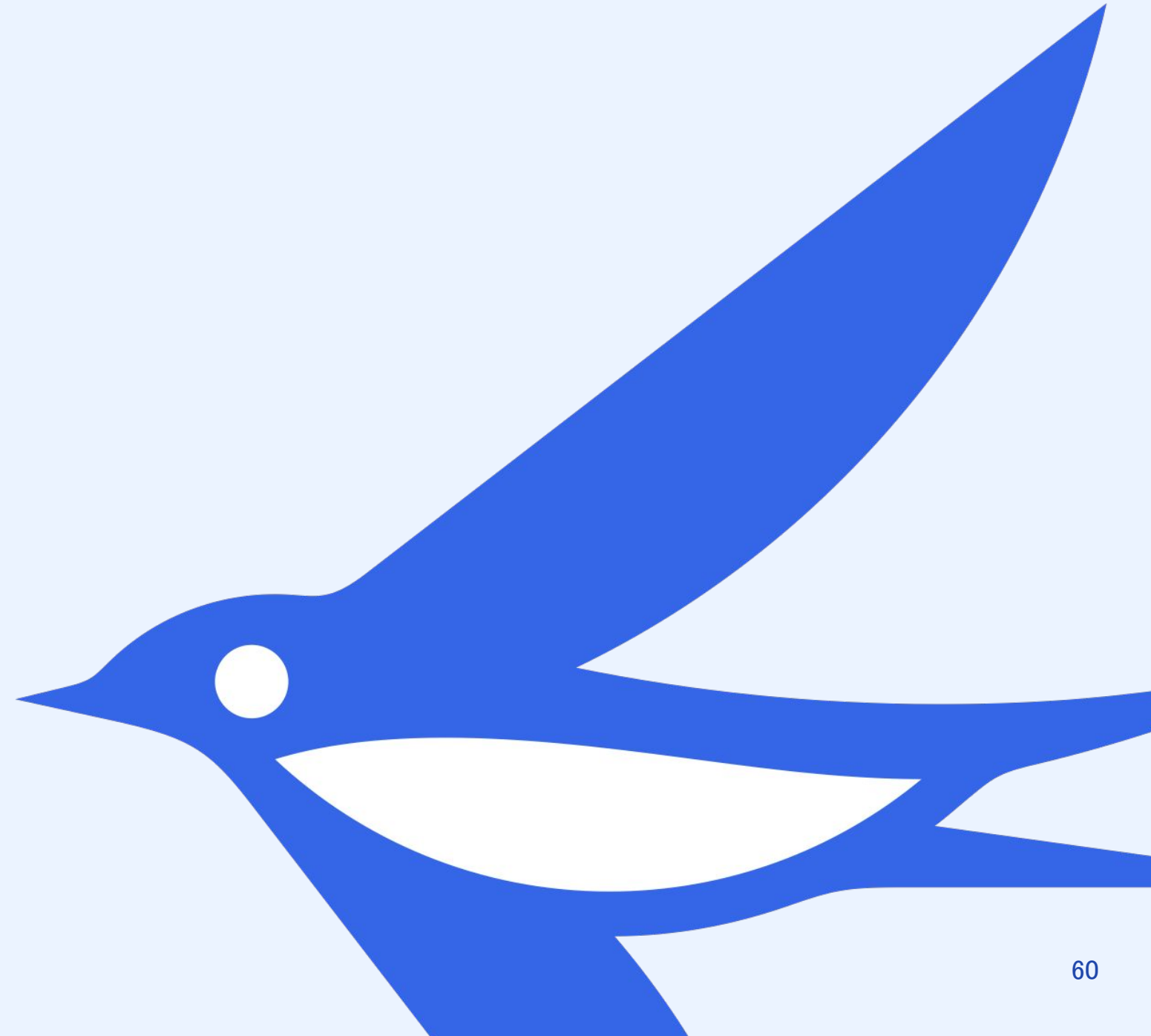
59

Section9.

申告・納税後の処理を行う

このセクションのポイント

- 納税が完了したタイミングでは既に新年度が始まっているので、freee会計・freee申告もそれぞれ新年度に向けた対応が必要になります
- この作業は、これまでの申告手続きの「2ヶ月以内」というような時間的制約はないですが、記憶が確かなうちに作業を進めましょう



a. free会計の年度締めを行う

free申告の作業が完了したら、free会計側で年度締めを行います。

年度締めにより、当事業年度のfree会計の入力は不可能になり、free申告側との整合性が担保されます。



b. 納税した支出金額の処理をfreee会計で行う

税額調整メニューで会計側に連携した法人税等の仕訳は、freee会計上、未決済取引として登録されているので、Section08で納税を済ませたら、freee会計上で未払法人税等を消込む作業を行う必要があります。

※以下の案内は手動で消し込み作業を行う場合の手順となります
「自動で経理」をご利用の場合は、支出明細から消し込み作業を行ってください

取引 (収入・支出)

	発生日	期日	勘定科目	税区分	金額	取引先	品目	メモタグ	部門	取引内容	備考	セグメント	登録日時	登録した方法
☐	支出	2021-05-25	✓	仕入高	課対仕入10%	143,000							2021-05-25 14:57	手動
☐	支出	2021-03-31	○	法人税・住民税及び事業税	対象外	41,600				市町村民税 (均等割)			2021-05-25 14:55	手動

Step 1
取引の一覧から該当の取引をクリック
(登録した方法:「法人税申告」で検索)

Step 2
「決済を登録」をクリック

Step 3
出金口座と支払日を選択して、登録をクリック

決済を登録

出金元口座: 現金
決済日: 2021-05-31
決済残高: 41,600円 支出
出金金額: 41,600 円
差額: 0円

登録 キャンセル

c. free 申告の次年度繰越を行う

以下はfree会計の年度締めを行った後、新しい年度の申告書作成をする際に行います。

1. free 申告とfree会計の決算期が異なる場合、ログイン時に以下のモーダルが表示されます。
年度を更新する場合は、青色の「変更する」をクリックしてください。

申告書の年度を変更しますか？

2021年4月1日 ～ 2022年3月31日の申告書を作成したい場合は「2022年3月決算分に変更する」ボタンを押し、次年度繰越をしてください。

☐ 次回以降このダイアログを表示しない

2022年3月決算分に変更する

2021年3月決算分のまま進める

新しい年度にしたい場合は
こちらをクリック

モーダルを閉じた後に、次年度繰越を行いたい場合はメニューの「申告一覧」をクリック

申告一覧

基本情報

事業所情報

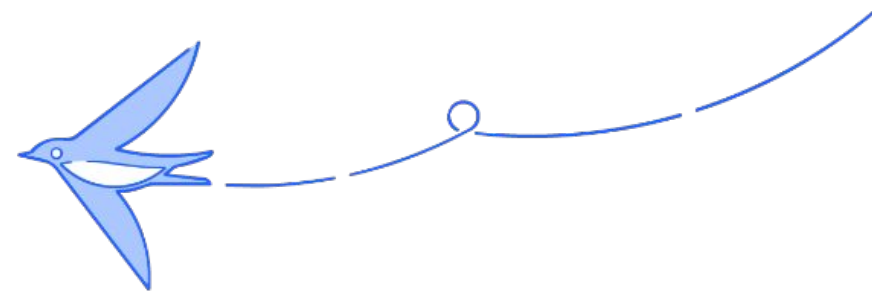
2. その後「繰り越して作成」をクリックすると、前年度情報をコピーし新しい年度の申告書を作成します。

申告一覧

2年目以降に確定申告データを作成する場合は「繰り越して作成」ボタンから行ってください。
繰り越し元の情報がコピーされるので効率的に申告書を作成できます。

「繰り越して作成」をクリック

事業年度	申告区分	ステータス	備考	作成日	
2024-02-01 ～ 2025-01-31	確定申告	作成中		2024-11-15 11:32:08	選択 + 繰り越して作成 ...



以上で申告作業は 終了です

お疲れさまでした！

